

議事日程第2号

令和2年12月2日(水)

第1 市政に対する質問

鈴木元章

船木正博

佐藤巳次郎

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	総務企画部長	佐藤透

市民福祉部長	山田政信	観光文化スポーツ部長	小玉博文
産業建設部長	柏崎潤一	企業局長	八端隆公
企画政策課長	伊藤徹	総務課長	鈴木健
財政課長	佐藤静代	税務課長	菅原章
福祉課長	小澤田一志	生活環境課長	畠山隆之
観光課長	三浦一孝	男鹿まるごと売込課長	湊智志
農林水産課長	畠山喜美	病院事務局長	田村力
会計管理者	平塚敦子	教育総務課長	太田穰
学校教育課長	加賀谷正人	監査事務局長	高桑淳
企業局管理課長	三浦幸樹	上下水道課長	小野肇
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

当局から男鹿市財政報告書の送付がありましたので、御配付いたしております。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（吉田清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

5番鈴木元章君の発言を許します。5番鈴木元章君

【5番 鈴木元章君 登壇】

○5番（鈴木元章君） 皆様、おはようございます。市民クラブの鈴木元章です。

本日、議会へ傍聴にお越しくくださった皆様、お疲れ様です。日頃から市政に関心をいただき、ありがとうございます。

ここに来て、全国的に第3波のコロナウイルス感染症拡大が毎日のように新聞、テレビ等で報じられていますが、1日も早く、新たな治療法やワクチンが開発され、安心して毎日の生活が送れるよう願っております。

それでは私から、通告に従いまして、以下の質問をさせていただきます。

一つ目の質問は、女性管理職の登用について伺います。

我が国では、男女共同参画社会の推進を目的とした基本法が制定され、20年以上が経過しました。政府の考えでは、指導的地位の女性を30パーセント程度になるよう目標を立てていましたが、女性の参画の割合を見ると、大きな伸びはないものの、徐々にではありますが高くなってきております。しかし、地方における指導的地位に立つ管理的職業従事者は、いまだに低く、他の先進国と比較しても女性の参画は遅れているのが現状であります。平成27年には女性活躍推進法が成立し、指導的地位に女性の割合が大きく下回っている現状を含め、事業主に強く行動を求めています。

そこで、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つに、ポジティブ・アクションがあります。ポジティブ・アクションには、一義的に定義するのは難しいので

すが、一般的には、社会的、構造的な差別によって不利益を被っているものに対して、一定の範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な均等的等を実施することを目的として講じる暫定的な措置のことです。つまり、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯などから、営業職には女性が少ない、管理職は男性が大半を占めているなどの差が男女の間に生じている場合、このような差を解消しようとする自主的かつ積極的な取組です。社内制度には、男女差別的取扱いはないのに、女性の職場が広がらない。なかなか女性の管理職が増えない。そのためには、女性の能力が十分に生かされていないといった場合に、このような課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要です。例えば、職員間で勤務年数が長い女性が多数いるにもかかわらず、管理職になっている女性が男性と比べて極めて少ない場合、3年間で女性管理職を20パーセント増加させるというような目標を掲げ、女性の管理職候補者を対象とする研修の実施、女性に対する昇進・昇格試験の奨励や基準の明確化の取組を行っていくことが考えられます。

さらに、今日の質問の中にクォーター制の導入についても質問しますが、本来、この目的は、議員や会社役員などの女性の割合をあらかじめ一定数に定め、積極的に起用する制度です。今では、出産や育児、介護などのライフイベントで敬遠されがちであった女性の登用をさらに促し、職場の多様性を後押しすることが挙げられます。本市のように社会問題となっている少子高齢化、働く場が少ないという課題を抱えている中、これからの本市の発展を望むならば、女性の潜在能力を活用し、市の政策に積極的に女性の声を反映させることが重要と考えられます。

そこで、このような現状を踏まえ、本市の女性管理職について4点ほど伺います。

1点目は、本市の管理職相当以上に占める女性職員の割合及び推移について。

2点目は、現状の女性管理職の割合を市長はどのように受け止め、増加させる考えはないか。

3点目は、女性管理職を増やすためには、人事考課やポジティブ・アクションの導入が必要と考えられますが、選考基準等の具体策を伺いたいと思います。

4点目は、本市の政策に積極的に女性の声を反映させるため、各種委員会・審議会等へクォーター制を導入し、条例化するなどの考えはないか伺います。

二つ目の質問は、ワーケーションの取組についてです。

全国的に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光事業のほか、企業への対策や働き方改革の一環として、ワーケーションが注目されております。ふだんの職場から離れ、リゾートや地方で働きながら休暇をとるといったワークスタイルで、フレックスタイムやテレワークとは異なる新しい働き方です。

先月から今月に入り、秋田魁新聞でも何度か取り上げていましたが、県内でも、旅先で働くワーケーションの普及を目指す民間主導で組織された秋田ワーケーション推進協会が設立され、活動を開始しております。また、県の調査によりますと、東証上場企業など559社のうち63社が、職場を離れて働くリモートワークを活用し、「社員が秋田に移住する可能性がある」と回答したアンケート結果を公表いたしました。移住までいかないものの、仕事と休暇を両立するワーケーションを秋田で実施することに前向きだった企業が85社で、「サテライトオフィスを秋田に新設する可能性がある」と回答したのは54社ありました。

こういった中、本市には空家となった民家や企業の建物、廃校のほか、現存する民宿、旅館、ホテルの宿泊施設があります。今後、ワーケーションが普及するにつれて、受け入れる側の施設等としてもワーケーションの用途は様々で、プロジェクトの開発合宿や中・長期的滞在型サテライトオフィスなどの活用が考えられます。そのためは、充実したテレワーク環境、自然、観光スポットへのアクセス、自治体や地域住民などとの提携を結ぶという環境整備などが必要になります。幸いなことに、本市では、現在までコロナによる感染事例もなく、全国各地で発生した災害などの大きな被害の影響も少ないと思います。そのほか、秋田県は児童生徒の学力テストが毎年トップクラスであることや、子育て環境が充実していることを含め、本市の来年度からの男鹿市総合計画案で示しているように、「健康、教育、環境で、みんなが夢を実現できるまち」を全面に出し、各企業にPRしてはどうでしょうか。今後、本市がワーケーションの滞在先の地域となった場合、交流人口や地域経済の振興、移住・定住などの地方創生にもつながることが期待されると思いますが、本市におけるワーケーションの取組の考え方について伺います。

1点目として、ワーケーション導入の企業に対し、受け入れる考えはあるのか。

2点目は、ワーケーションと地域観光の活性化を考えると、自治体としての宿泊施設、その他の事業所との連携・取組について、市の見解を伺います。

質問の三つ目は、伝統行事の継承について伺います。

全国最多、17の国指定重要無形民俗文化財を有する秋田県ですが、その中でも本市を代表する伝統行事に、なまはげ行事があります。近年は、どの地域でも後継者不足などのため、年々行う地域は減っておりましたが、行事に関わる人たちの地道な努力と地域住民の協力・理解により、再び復活の動きが増えてきました。さらに、2018年11月に、本市のなまはげ行事を含む来訪神：仮面・仮装の神々行事がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機に、住民のなまはげ行事に対する意識がますます強くなったと感じられます。

今や、全国でも、秋田といえば「なまはげ」と言われるほど、男鹿のなまはげの知名度は高くなっています。このようなとき、市では、町内会交付金事業の説明会で交付金の見直しを含めた説明会が行われましたが、出席した市内各地区の方々から、なまはげ行事に関する説明の内容に納得できないとの声が多数聞かれております。

そこで、今後の町内会交付金について何点か伺います。

1点目は、交付金事業の中にある「なまはげ行事」に対して、なぜ減額の方向で考えているのか。

2点目として、地域の活性化を考えた場合、次世代の若者に対して行統行事継承を市ではどう捉えているのか。

3点目は、現在の町内会交付金の上限5万円を増額するなどの考えはないか。また、なまはげ行事を単独にしての交付金対象にするなどの考えはないか伺います。

質問の四つ目は、市長の今後の動向と市政運営について伺います。

菅原市長は、2017年4月の就任以来、「オール男鹿」を市民、行政に呼びかけ、市政発展のため様々な事業に取り組んできました。いよいよ来春の2021年4月に任期満了となり、市長選挙が行われます。

先月11月26日の12月県議会本会議で、佐竹知事が正式に出馬を表明いたしました。そして皆さんも御存じのとおり、今朝の新聞に、菅原市長が正式に出馬を表明されました。投開票の日程も4月4日に決定しています。私も含め他の議員の皆さんも、市長のこれからの答弁次第では、いろいろな活動を考えていかなければならないと思います。

そこで、市長の今後の動向と市政運営について伺います。

1点目として、現時点での市長選挙に対する決意、考え方について。

2点目は、市長が考える市政運営と市の未来像について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉田清孝君） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

鈴木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、女性管理職の登用についてであります。

まず、本市の管理職相当以上に占める女性職員の割合及び推移についてであります。

女性活躍推進法に基づく本市の特定事業主行動計画では、今年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の18.3パーセントから11.7ポイント以上引き上げ、30パーセント以上とすることを目標にしております。今年度は33.3パーセントとなっております。

次に、女性管理職の割合についての認識であります。

行政運営に女性の視点をより反映させるという観点から、特定事業主行動計画において女性管理職の割合の目標を設定しており、同計画に定めた取組事項を実施することにより、目標の達成を図っているものであります。

しかしながら、本市の場合、女性の課長級職員が2名、部長級職員がいない状況であり、課長級以上の女性職員を増やす取組が必要であると認識しております。

次に、女性管理職を増やすための具体策についてであります。

昇任については、年齢、経験年数及び性別にとらわれず、人事考課によるものであり、女性職員を対象に管理職を目指す外部研修に派遣するなどの人材育成や、男性職員を含めた育児環境の整備などが考えられますが、今年度に策定予定の新たな特定事業主行動計画の中で検討してまいります。

次に、各種委員会、審議会等へのクォーター制の導入についてであります。

本市の審議会等委員への女性の登用状況は、本年4月1日現在で25.5パーセントとなっております。

現在策定中の第4次男鹿市男女共同参画計画では、女性委員の目標値について、県

の目標値と同様に、令和7年度までに40パーセントを目指すこととしております。

本市が将来にわたり活力ある経済社会を創造していくためには、市の施策、方針決定過程への多様な視点の導入による幅広い議論や新たな発想を取り入れていくことが重要であると考えております。

審議会等委員の候補者選定に当たっては、審議会等の性質や資格の必要性なども鑑みながら、女性の登用を図ってまいります。クォーター制の導入については、現段階では考えていないものであります。

ご質問の第2点は、ワーケーションの取組についてであります。

まず、ワーケーション導入企業の受入れと本市の魅力発信についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方改革が進み、情報通信技術を活用したリモートワークが大きく推進されました。

県が首都圏企業等を対象として実施したWebアンケート調査では、回答企業559社のうち約6割の企業が「全社的」または「一部の部署」でリモートワーク制度を導入済みと回答しております。

本市は、県内の企業、自治体及び団体並びに首都圏の企業により先月10日に発足した秋田ワーケーション推進協会に加入しており、今後は、加入団体とも連携し、観光、自然及び文化を生かして、楽しく働くためのエリアとして、積極的に受け入れる体制づくりに取り組んでまいります。

また、ワーケーションやリモートワークの契機を交流人口の拡大や移住・定住の促進につなげるため、移住サイト等を利用し、観光資源や滞在先、地域の暮らしなど、本市の魅力を発信してまいります。

次に、宿泊施設、その他の事業所との連携及び取組についてであります。

ワーケーションによって地域への新たな人の流れが生まれることは、観光振興や地域経済の活性化を図る上で、非常に有効であると考えております。

現在、市内宿泊事業者の中では、ワーケーションに必要となるリモートワークが可能な施設の仕様や改修内容について検討する動きがあると伺っております。

市としましては、観光関連事業者との連携を密にするとともに、県や秋田ワーケーション推進協会を通じて情報収集するなど、ワーケーションの取組について検討してまいります。

御質問の第3点は、伝統行事の継承についてであります。

まず、町内会交付金事業の算定についてであります。

現在の町内会交付金は、広報その他の印刷物の地区内全戸配布、伝達事項の連絡等をお願いする行政協力事務交付金と、自主防災活動、地域環境整備、地域文化継承事業などに取り組む町内会に対して交付する地域コミュニティ支援交付金で構成されております。

地域コミュニティ支援交付金のうち、地域文化継承事業は、12月31日に地域で行うなまはげ行事を対象としておりますが、行事への参加者数や参加世帯数にかかわらず、行事が実施されれば、均等割のほか、町内の全世帯数が世帯割の対象となって算出されておりました。

また、地域コミュニティ支援交付金は、指定する事業実施の有無を交付の算定基準としており、その用途については問わないこととしているため、実際には町内会の活動資金として活用されているものであります。

しかしながら、交付金の額が事業量の多少にかかわらず世帯数により算定されること及び交付金の用途を指定しないことは、公金の在り方としては適切とは言えないおそれがあることから、町内会交付金制度全体の見直しを図っているものであります。

これまでは、行政協力事務交付金と地域コミュニティ支援交付金を一本の町内会交付金として扱ってきましたが、見直し案では、広報紙その他の印刷物の配布や市が行う調査、事業等への協力に対して交付する行政協力交付金と、町内会が自主的に行う事業に対して支援するコミュニティ活動推進補助金の二本立てとするものであります。

なまはげ行事は、コミュニティ活動推進補助金に含まれる位置づけであります。この補助金は、それぞれの事業ごとに収支を明確にし、事業に要した経費に対して補助するものであることから、これまでとは算定方法が変わるものであります。

次に、次世代の若者に対しての伝統行事継承についてであります。

なまはげ行事は、地区の風土や生業によって形づくられた多様性が魅力であり、こうした特性を踏まえ、その継承に当たっては、本来地区ごとに行うべきものであると考えておりますが、市でも、若手職員と地域の担い手を対象とするなまはげ所作講習会や、行事について語り合うなまはげしゃべりの開催などを通して、継承への支援を

行っているところであります。

なまはげ行事の継承は、世代間交流の促進や地域への愛着の醸成につながるなど、地域が活性化していくために非常に重要なものであることから、引き続き支援を行ってまいります。

次に、町内会交付金の上限についてであります。

各地区で実施した町内会交付金制度に関する意見交換会では、市が日頃、町内会へお願いしている広報配布等の行政事務に対する行政協力交付金と、各町内会の自主的な公益性のある活動を推進するコミュニティ活動推進補助金について説明しております。

御質問の上限5万円は、後者のコミュニティ活動推進補助金で、町内会が実施した交付対象事業に係る対象経費を10分の10の割合で補助するもので、その限度額を5万円としたものであります。

船川地区においては、一部の町内会から限度額の引上げを希望する御意見をいただきましたが、ほかの地区の意見交換会では、5万円を申請する事業の実施は困難であるとの御意見もいただいていることから、これらの意見を踏まえ、補助金の内容について検討してまいります。

また、なまはげ行事については、ほとんどの実施主体において御祝儀などの収入があり、必要経費に対して黒字決算となることが見込まれることから、特別に補助を必要とする事情がない限りは、単独で交付金の対象とすることは難しいと考えております。

御質問の第4点は、私の今後の動向と市政運営についてであります。

まず、市長選挙に対する決意、考え方についてであります。

本年6月定例会において答弁しておりますとおり、私の行動指針は、「今を全力で」という考えであり、次の世代のことを考える政治家になりたいと願っております。

これまで、男鹿駅周辺整備、市民の健康づくり、男鹿版DMOによる観光振興、ごみの減量化などの課題に、オール男鹿で市民の皆様と一緒に取り組んでまいりました。

今はまだ道半ばであり、現在のこのコロナ禍をオール男鹿で市民の皆様と一緒に乗

り切り、引き続きこれら諸課題に取り組んでまいる所存であります。

次に、市政運営と市の未来像については、職員の意識改革を図り、一人一人が経営感覚を持って風通しのよいワンチームとなるように、また、市民が行政に関心を持って市政に参加してもらえるように努めてまいります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質問ありませんか。5番

○5番（鈴木元章君） それでは、私の方から順番に何点か再質問させていただきます。

今、市長の答弁にもありましたけれども、初めに女性管理職の登用ということで、これは主に一般企業、それを私いろいろ情報、資料等調べて、どうにかして本市、今現在ここに見てもわかるとおり、この議場にいる女性の方、非常に数が少ないです。女性が多ければいいっていうもんでもないんですけども、我々議員でも、名前を出して恐縮ですけども、進藤議員、孤軍奮闘しております。やはり男鹿市はもっともっと女性が活躍する、男鹿市に行ったらすごいな、女性の職員がいっぱい頑張ってるというようなところが出ればなと思って質問させていただきました。

徐々に市の方でも、先ほどの数字で見れば、管理職以上の女性の登用は増えているということも私存じておりますけれども、理想としては、やはりもっともっと増やすために、いろいろ市でも研修とか取得のための取組は当然行っていると思っておりますけれども、えてして、自分たちがいいと思って研修会とかいろんなことを取決めをたくさんやれば、かえってそれが負担になって挫折するというふうなケース。特に最近の若い人に対して悪いんですけども、今の若い人は、すごく能力あるんですけども、マニュアル化して、こうやってこうやればいいんだよと決めていただければ100パーセントに近い能力発揮するわけですけども、自分たちで、じゃあやってみなさいっていえば、なかなか行き詰まるような傾向があります。優秀な人もいっぱいいるわけですけども。

そういった面で、本市では、もう一度私、先ほど市長いろいろ答弁しましたけれども、例えば人事考課みたいな評価を実際行っていないのか。もし考課をやっている場合、それに取り組む担当の職員、どのような方が携わっているか。

それから、これ通告の方には入れてませんでしたけれども、今いる船木副市長は、

長年にわたりこの行政の仕事に携わって、恐らく人事等にも関わってきた方だと思いますので、ぜひ副市長からもその辺の人材育成、今の職員の人材育成についても一言答弁を伺いたいと思います。

それから、ワーケーションについてでありますけれども、これもよく最近、魁新聞等で、よく「ワーケーションについて」とか記事を取り上げられて紹介されておりましたけれども、日本航空の社員が県内の八峰町ですか、八峰町でテレワークをして、休日には秋田県内の観光地をめぐって、非常に自然を満喫して満足しているというような記事があったと思いますけれども、企業が働く場を地方に求めるワーケーションというのは、今、コロナだから、まあ都会の方から田舎の方という動きがあるかもしれませんが、恐らくこれは今後、コロナがおさまってもこういうふうな企業の考え方は引き続き増えていくのではないかなと思っております。

政府の方では、補正予算の中に、環境省の事業として国立公園・国定公園の誘客の推進事業費及び国立公園・国定公園の温泉地でのワーケーションの推進事業費の助成金が交付されておりますけれども、本市ではどのように活用されているのか。また、ワーケーションを受け入れる、まあ宿泊業が中心になると思いますけれども、他のほかの事業所についても、受け入れる側の働きやすい環境づくり、W i - F i 環境とかいろいろまず先ほど市長も言っていましたけれども、その費用なんかをどのように予算化してるか、その辺もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、伝統行事の継承についてであります。

私も、この交付金の説明会に参加した町内会長の方から連絡をいただき、最初は「えっ、なぜなんだ」と正直思いました。実は私も、なまはげ行事に関しては、もう40年近く、もう20代後半から関わっている人間として、なぜなのかなってということ。今、男鹿市の財政を考えれば、それもやむを得ないのかなというのは十分それは分かるんですけれども、先ほど市長の答弁で、ある程度そうなのかというところもありましたけれども、今までなぜ、じゃあ行事の交付金なんかを見直さなかったのか。単に財政が厳しいからというだけなのか。

それから、ユネスコの無形文化遺産に登録されて間もない今、なぜ今なのかというのが私非常に疑問に感じます。先月11月20日から、「泣く子はいねえが」、これが全国で上映されております。また、テレビのコマーシャルなんかでも、人気アイドル

ルグループの亀梨和也さんですか、本市のなまはげ太鼓の「恩荷」と共演した、ヤクルトかなんかのコマーシャルだと思いますけれども、私事ですけれども、私の例えば孫なんかも向こうの方にいますけれども、そのコマーシャルを見て、今まで大嫌いだったなまはげが、「鬼、鬼」ということで、なまはげにちょっと興味を持ってきてくれております。こういうときに、その補助金、だから私、なまはげに対する、なまはげ行事に対する補助金は、今現在ではちょっと他の補助金とは趣旨が違うのではないかなと思うんですよ。

それから、地域行事の継承として一言言わせてもらえれば、12月31日がなまはげ行事ですけれども、多分、本来このなまはげ行事に携わってる方は当然分かりますけれども、31日だけの行事でないですよ。当然その各地区で、今回は誰か不幸がなかったか、ここ回ればいいのかというふうな、今年の実行委員会みたいな必ず集まりをやります。まあそのときにスタートして、それからけらづくり、それから、けらがまだ大丈夫なら面の補修とかいろんなことをやります。それで、各家々に今年回りますよというような案内して、12月31日に例えば行事が終わりました。でも、終わった後もやっぱり、若い人たちは実際、私の地域を参考に申し上げますと、なかなか若手がいなくて、ようやく例えば大学生とか関東圏から帰ってくる若い人たちが協力してくれるようになりましたけれども、自分がいなければ、ほかの地域から友達を呼んでくれて、それで参加してもいいですかと言ってきてます。まあそういったときに、ほかの地域でも同じようにやっていると伺ってますけれども、アルバイト代とかも当然発生するわけなんですよ。高校生には当然、飲み食いとかアルコールとかそういうのは駄目ですけれども、でもやっぱりそれなりに、今まで男鹿のなまはげの伝統行事と言うのは、ただ単に酔っ払って醜態をさらすというだけじゃなく、若い人に、昔からなまはげはこうやって、やっぱりいっぱい飲みやっとな、おめもなまはげやれ、頑張れ、その年になったんだよっちな形で、いい意味でずっと継承されてきていると思うんですよ。そういう面を考えると、ふだん31日、ほかの家庭の方が紅白歌合戦を見てゆっくり年越しを待っている中、なまはげにかかっている人方は、確かに酒飲んでわあーっとやるかもしれないけれども、家庭を顧みずという言葉使うと変ですけれども、うちに残っている人にもやっぱり若干寂しい思いをさせて、大概紅白が始まっている途中あたりにうちに帰る

というような、私から言えば究極のボランティア活動をやっている行事の一つではないかなと考えてもおりますので、その辺、担当課の方からもう一度、具体的にどのようなことで指摘されたのか、もう少し具体的に答弁していただきたいと思います。

それからあと、菅原市長の男鹿市を思う気持ち、それから考え方についてですけれども、これは私も方向性が同じくするところがありますので、今後も微力ながら協力していきたいと考えております。

以上で、先ほど何点か質問したことをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） 鈴木議員にお答えします。

私からは、人材育成に係る一連の再質問でございます。

まず、人事考課の実施の有無についてでございますが、本市では、平成26年の地方公務員法の改正に伴いまして人事評価制度の導入が義務づけされたというようなことで、平成28年度から、いわゆる試行期間として実施しております。と申しますのは、この人事評価の評価内容につきまして、任用あるいは給与その他の人事管理の基礎等はなかなか評価者の評価にばらつきがございまして、評価者の評価がある程度落ち着くまでは試行するというようなことで進めてございました。実際、令和2年、今年度からでございますが、この人事評価を本格的に運用するというようなことで、今後、この令和2年度の人事評価の結果につきまして、令和3年度の、まあ当然昇格等々、さらには給与等への反映させるということで進めております。

また、この人事評価につきましては、それぞれ職員ごとに評価者、あるいは一次評価者、二次評価者、確認者が決まっております。例えば副主幹以下の職員でございますと、一次評価者が主幹級、二次評価者が課長級、確認者が部長級の職員となります。で、まあ課長級でございますと、一次評価者が部長級、二次評価者が副市長、確認者が市長というように職員ごとに決まっておりますので、まあこれらについてはそれぞれの確認者が確認をしているということでございます。で、この結果と、さらに職員には自己申告というものもやっておりますので、その中で本人の希望、やりたい業務等々を把握しながら、それらを所属長と総務課長とのヒアリングを経て、登用する職員を判断しているというような状況でございます。

で、人材育成につきましては、本市では人材育成基本方針というのを定めております。で、まあ目指すべき職員像というものを定めてございまして、熱意を持ち、組織目標を達成することはもちろん、男鹿を愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員を基本としております。で、これらを達成するために様々な研修をございまして、まあ秋田県市長会が行います職員研修、さらには市町村アカデミー研修、自治大学校への派遣、そのほか県市町村課への派遣等々を行っております。

今後ともですね、やはり人材が育っていきませんとなかなか市政が停滞していく可能性もございまして、女性を含めてですね、さらなる研修の充実に努めながら、人材育成について配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 私からは、補助金の見直し、交付金の見直し、なぜ今までしてこなかったのかという部分のところと、あとは町内会交付金の対象、使い方と、それと町内会説明会に行ったとき、ほかに御意見はなかったのかという部分についてお答えさせていただきます。

交付金等の見直しについてでございますけれども、これは町内会交付金に限ったことではなく、全体の事務事業の見直しの一環として、補助金、交付金、これらのあり方について検討していた結果であります。特に補助金、交付金につきましては、長年ずっと継続していくことがいいのかどうかというところも含めて見直ししてきた一環でございます。

あとは、なまはげ行事、他地区から応援者が来ていると、そういう部分に対して謝礼としてお金を払ってる部分もあるというお話でございました。それがその町内会交付金という部分での交付対象になるのかというところは、多少疑問がございます。議員のなまはげ行事に対する思いも十分分かるわけですけれども、町内会交付金という枠で考えるよりは、地域文化の継承、伝統の継承というところで改めて協議が必要なことではないかと考えております。

最後になりますけれども、町内会いろいろ回っていたところのなまはげ行事に関する御意見等というところでございますけれども、やはり先ほどお話ありましたように、なまはげについては、ほかの地区からいろいろこうなり手を応援してもらって

るといようなお話もありました。それと一番多かったお話は、やっぱりなまはげ行事終わった後で懇親を深めるというところでの飲食代、それと先ほどの応援に来てい  
る人たちへの人件費、この部分について何とか対象にならないのかという御意見は多  
数いただいているようであります。逆に、こういうコミュニケーションをとっていかな  
いと、なまはげ行事が衰退するのではないかというおそれをお話いただいている地区も  
ございました。で、こういうコミュニケーションを図るための親睦会は続けていく必  
要があるという御意見もありました。あとは、町内会が実施主体ではなく、地区の青  
年会であるとか、なまはげ保存会という形で、別の団体が実施しているところがある  
と、こういう場合の対象はどうなのかというような意見をいろいろいただいております。  
先ほど市長も答弁しておりますように、皆さんからいただいたこのような御意見  
等を踏まえて、この後、詳細に検討してまいりたいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 私からは、ワーケーションに関する質問につ  
いてお答えさせていただきます。

現在、まず国、県の方でもワーケーションを推進している状況でございまして、国  
の方ではですね、国立公園の活用を図るという観点から、環境省においてワーケー  
ションの推進するためのですね、まあいろんな実験ですね、実験的な事業を取り組ん  
でいるということでございます。その一環で、この男鹿においてもですね事業を実施  
しております。具体的には、キャンプ場ですね、オートキャンプ場のところで、DM  
Oが、男鹿市観光協会が主体となりまして、秋田市から5名程度の人数を実際に受け  
入れるという取組をしております。その際に必要となる通信環境でございますけど  
も、Wi-Fiなどの設備につきまして管理棟に導入しております。で、それで実際  
に、まあ仕事をしていただくとともに、男鹿の自然を満喫していただいたという取組  
でございました。で、その効果については、今現在検証しているところでございます。

それから次にですね、この環境整備に対する予算の件でございますけども、現在、  
県の方で観光施設向けの設備の改修などに使える補助制度を運用しております。そう  
した中で、一部の市内の施設におきましても、こういった補助事業を活用して実際に

その通信環境の整備などを実施しようとする動きがあると同っているところがございます。こうしたことから、今現在市の方では、こういった支援制度は設けておらない状況でございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） さらに質問ありませんか。5番

○5番（鈴木元章君） くどいようですけれども、部長からもなまはげ行事のことは、ええ、いろいろ本当に。多分、部長も私同様、なまはげ行事の方に携わってる方だと思って分かるわけですけれども、まあ本来、本当にこのなまはげ行事に対しては、2013年の2月号の広報おがに、当時の渡部市長の方から、なまはげ行事に対する気持ちを記載された文章がありました。で、このときに、交付金として地域文化継承事業の中に今の交付金が入られたということらしいんですけれども、先ほどの説明で、やはり懇親会等、祝儀、各家々から祝儀もらうから黒字だから、今回の町内会の交付金の見直し案の資料を拝見しますと、除外される経費というところに、3番目に懇親会費、会議等に係る飲食代（茶菓子代を除く）、反省会等の経費と、はっきり明記してますけれども、やはり何回も言いますけれども、酒飲みたいから別にやってるわけじゃないんですけれども、どうしてもそういうふうな、なまはげ行事については、ある程度のお酒はつきものじゃないかなと。やっぱりお茶っこ飲んで、ジュースだけ飲んで、いやあ頑張ったなというのもどうかなと思うので、できればその辺をもう一度見直すような考えがないか、そこだけなまはげ行事に関してはやはりどうしても聞いておきたいなと思います。

で、市としては、こういうふうな形で交付金を削減した場合のなまはげ行事に対する影響とかというのをどのように受け止めているか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

さっき、各船川地区でも一町内だけが何か会長さんがということで、ほかの会長さんたちはおおむね納得してるような答弁でしたけれども、少なくとも私は個人的に、男鹿市全域の町内会、なまはげ行事やってる人から、それ以上のお電話、相談をいただいていますので、ちょっとその辺は「ん」と思うんですけれども、まあそれはそれでよろしいです。

それから、観光文化スポーツ部長の方からも、ワーケーションについて分かりまし

た。ただ、市では、まだそういうふうな予算化した取組は行ってないってことですけれども、ぜひやはり、今、男鹿市、前々から市長が率先して、一般企業どうにか誘致したいってことで皆さんも我々もそれなりに頑張っているんですけども、なかなか実際男鹿に来て会社をやるっていう人は少ないのが現状ですけれども、こういうふうに離れたところから男鹿市に来て仕事をして、あっ、ここはいいところだなというところ、今がまた別、ある意味でのチャンスだから、これをどんどんどんどんもう遠慮しないで男鹿市に来てくださってっていうのをPRしてやっていただきたいと思います。

で、温泉郷の旅館経営者の方に私尋ねたところ、確かに、これははっきりした情報でないって言葉言ってましたけれども、一つのホテルでは、何かそういうふうな環境をつけてワーケーションの取組を考えているというところがありましたけれども、ただそこも実際はまだ行われてないような感じですので、ほかの経営者の方に聞けば、やはりなかなかそういうふうな取組、どのようにすればよく分からないということだったので、これは市の方からやはりちゃんと周知するための取組、その点だけもう一度考えを示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 私から、交付金制度等の部分についてお答えさせていただきます。

先ほども答弁いたしましたけれども、飲食等については、当然つきものだというのは自分も経験して分かるわけでございますけれども、市で税金を投入して、補助金、交付金として支出するという趣旨からいきますと、その辺の飲食代についてはどうなのかなというところはあります。ただ、この後、5万円という上限の中でいろんな事業を進めていただくわけでございますので、その辺も含めた改めた検討は必要かと思いますが、その飲食代の部分についてはなかなか難しいのかなというのが今の感想でございますし、補助金、交付金というところを考えますと、適切なのかなという考えであります。

また、この交付金が減ることに伴って、なまはげ行事、これへの影響はあるのかという部分でございますけれども、従来、なまはげ行事そのものは交付金があってもな

くてもずっと継続していただいた地元の伝統行事であるという認識でございます。そのせいもあって、今は80から90の町内会で行事を進めていただいているということでございます。多少お金の使い方については制限を受けるわけではございますけれども、皆様の伝統行事、それに対する熱い思いがある限り、この辺については影響は少ないものと考えております。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それではお答えいたします。

初めに、まずワーケーションのまず掘り起こしですね、まあ受け入れるために、まず企業に対して情報発信していかなければいけないということでございますけれども、男鹿市におきましては、まず今現在、県の企業立地事務所、東京にございますけれども、そこに職員を1名派遣しております。そうしたところで、今現在、各種業種の企業に対して訪問活動を実施して、男鹿市のですね情報を提供しておるんですけども、こういったワーケーションの情報につきまして、男鹿の魅力とかですね、あとこれからまた、今検討されておられるということでございますけれども、そういった受入れが可能な施設、そういったものについてもですね整理の上で情報発信をですね展開していきたいと思っておりますし、また、県の方でもいろいろと協会と連携した動きでどんどん進めていくということにしておりますので、こういったところとも連携しながら情報発信に努めてまいりたいと考えております。

それから、受入れ側、まあ宿泊施設側にとってはですね、やはり受入れ拡大につながるものでございますので、ワーケーションの意義、あとそれからいろんな県内での動きなど、そういったものをですね、観光協会の会合の場などを活用いたしまして積極的に情報をですね、お届けしたいということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田清孝君） 5番鈴木元章君の質問を終結いたします。

次に、7番船木正博君の発言を許します。

なお、船木正博君からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。7番船木正博君

【7番 船木正博君 登壇】

○7番（船木正博君） 皆さん、おはようございます。市民クラブの船木正博です。

傍聴席の皆様には、市政に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。

今年は本当に新型コロナウイルス感染症で大変な1年でした。今まさに第3波が到来しているようで、これからどうなるか、予断を許さないというそういう状況でございます。まだまだ増えつつある現状に危機感すら感じているわけでございますけれども、そういう中で、秋田県内でもクラスターが発生するなど、油断できない状況となっています。ということで、これからウィズコロナということでウイルスと共存していく社会になっていくと思っておりますけれども、それぞれに感染予防対策をしっかりとってですね、日常の生活に臨みたいものだと思います。

それでは、通告に基づき、順に質問してまいります。

第1問目は、2021年度予算編成方針についてであります。

来年度の予算編成は、なかなか収束しないコロナ禍での予算編成となり、例年とは状況が違った中での予算編成になろうかと思っております。コロナ禍の影響で経済が停滞し、市税も減るだろうし、新たにコロナ対策費など、今までにはなかったコロナ対策関係の予算を伴う編成となるものと思われれます。コロナ禍以降の国や県の交付金や補助金の配分の仕方も変わってくると予想される。次年度は、さらに厳しい行財政運営が見込まれることから、来年度の予算編成はこれまで以上に見通しづらく、より厳しいものになると思っております。よって、現況を踏まえた斬新かつ抜本的な改革が必要と考えます。来年度の予算編成はいかにあるべきか、その予算編成の基本的な考えと概要を伺うものであります。

さらに、健全な財政を堅持するためには避けて通ることのできない経常収支比率を下げるのが喫緊の課題になろうと考えております。財政構造上、依然として硬直化が進んでいるのではないかと懸念されるところであります。事業を行うにもよっぽどの吟味が必要でありますし、財政破綻を来すことのないように、今後なお一層慎重かつ効率的な財政運営が望まれるところであります。

そこで、次の7点について伺います。

- 1、予算編成に当たっての基本姿勢。
- 2、予算総額の見込み、歳入歳出の見通し。
- 3、主なる重点施策と予算配分はいかに。

- 4、例年と違う点、目新しい点は。
- 5、コロナ関連施策の予算配分はどうなっている。
- 6、国や県からのコロナ関連予算配分をどう捉えている。
- 7、健全財政に向けての対策と財政目標及び年次計画は。

以上、7点についてお答え願います。

次に、第2問目は、墓地問題について考えるであります。

本年9月の一般質問で公営墓地について質問しておりますが、その答弁から見えてきた男鹿市の現状を踏まえた再度の質問となります。

「本市では、公営墓地整備となると適正な土地の選定や維持管理の財政的負担が大きいことなどから、かなり厳しく市の財政から見ても造成は困難と言える」ということでありました。それであれば、男鹿市の実情に合った取組が必要ではないかと考えるものであります。公営、寺院に限らず、喫緊に墓地が必要で悩んでいる人がいるのは事実であります。

そこで、識者からの御意見もあり、そのことを参考に自分なりに実態を調べてみました。まず、公営墓地に頼らずとも、男鹿市では寺院を利用したこんな墓地利用法があります。例えば、墓じまいした墓を希望者に譲るとか、寺院によっては、宗教、宗派にこだわらず墓をつくれる場所を用意しているところもあります。また、永代供養も可能である。希望者は条件が合えば申込み利用できるということでもあります。墓地を探している人には朗報ではないでしょうか。今ある寺院の土地を活用して墓地を設置、寺院、利用者の共通理解のもと、管理運営する方が、より現実ではないかと考えます。市としては、そんな政策を打ち出し、目に見える形で周知徹底を図ったらどうでしょうか。そのための市と寺院の協調体制が望まれるところであります。墓じまいや人口減少などで空き墓地が増えつつある寺院側にとっても、ありがたいことではないでしょうか。市では、それをもっと分かりやすく市民にアピールして広報活動をするべきであります。それを知ることによって、供養に悩める市民は救われることであらましよう。

そこで、次の質問となります。

- 1、市の墓地対策・政策とは何か。
- 2、現実的な対応をどう考えている。

- 3、寺院側との折衝はしているのか。
- 4、市民への周知はなされているのか。
- 5、今後の墓地需要の見通しと対策は。

以上の5点についてお答え願います。

次に、質問の第3問目は、不法投棄の状況はについてであります。

最近、不法投棄があちこちで増えていると聞いています。実際、自分も現場を目撃したことがありますし、市では不法投棄の現状をどう捉えて対策を講じているのでしょうか伺います。

1、増えたことには何か原因があるのか、それとも道德心の希薄化か、その辺のところの市の捉え方はどうでありましょうか。

- 2、市内全体の監視体制はどうなっておりますか。
- 3、不法投棄監視員の定数と業務内容及び活動状況と実績は。
- 4、不法投棄の報告受理後に市でとるべき処置と手順は。
- 5、不法投棄者への対応と投棄物の処理方は。
- 6、不法投棄撲滅のために取り組む施策とはいかに。
- 7、監視カメラの設置が必要ではないか。

以上の7点についてお答え願います。

次の第4問目は、防災行政無線の在り方についてであります。

日頃、防災行政無線は多目的に利用されているようですが、本来の用途とその他の活用法について伺います。

- 1、どんなことに利用されているのか。また、その活用法は妥当か。
- 2、聞こえ方の状況調査はしているのか。
- 3、市民からの要望にどう答えている。
- 4、難聴地区への対応は

防災行政無線については以上の4点です。

次に、最後の質問、5問目ではありますが、男鹿小唄をサブテーマソングにという提案を込めた質問であります。

男鹿の風物詩を歌った懐かしい男鹿小唄を、全市内に響き渡らせたらどうか。単なる郷愁だけではなく、男鹿の人情と風光明媚なところを表現したすばらしい歌だと思

います。今でも十分に人を魅了するすばらしい歌であり、昔は男鹿のあちこちからこの曲が流れてきて情緒を誘ったものであります。観光客にも人気があり、大いに男鹿の魅力をアピールできた。これからまた新たに、男鹿の市民歌に次ぐ男鹿のサブテーマソングとして発信していったらどうでしょうか。男性的な男鹿のなまはげと情緒あふれる男鹿小唄とのカップリングで、ますます男鹿をアピールできると思います。観光の起爆剤としても活用できるのではないのでしょうか。音楽で男鹿を元気に。まずはオガレから、そして観光地へ、行政と市民との協調で、もう一度、男鹿小唄の復活を強く願うものであります。市長としてはいかがお考えでしょうか。

以上、大きく分けて5項目の質問でした。

これで第1回目の質問を終わります。それぞれに誠意ある御答弁をお願いします。

○議長（吉田清孝君） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 船木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、来年度予算編成方針についてであります。

まず、予算編成に当たっての基本姿勢についてであります。

人口減少及び高齢化のさらなる進展が見込まれる中であっても、財政を持続的に運営し、地域の活力を維持していくためには、将来負担の抑制と、将来への投資に積極的に取り組んでいく必要があります。

この観点から、来年度予算の編成に当たっては、効率的な予算執行に向けた改善を図り、限られた財源の有効活用に努めるとともに、事務事業のさらなる見直しにより、経常経費の抑制に努め、財政構造の硬直化の抑制を図ってまいります。

なお、令和3年度は市長改選期に当たることから、当初予算は義務的経費などを中心に措置し、6月補正で政策経費に関する予算を措置することとしておりますが、男鹿市総合計画及び第2期男鹿市総合戦略の継続的な推進や、新型コロナウイルス感染症に関する対策上、来年度当初からの実施が特に必要な政策に係る予算については、当初予算において措置する考えとしております。

次に、予算総額の見込みと歳入歳出の見通しについてであります。

来年度予算の総額については、現在内容を精査している状況であり、見込みをお示しできる段階ではありませんが、歳入については、新型コロナウイルス感染症の全国

的な感染拡大以降の経済活動の縮小等による市税の減収のほか、人口減少に伴う普通交付税の交付額の減少、国有資産等所在市交付金の継続的な減少などが見込まれるところであります。

歳出については、社会保障経費、公共施設等の維持補修費、一部事務組合や地方公営企業会計への負担金及び補助金、特別会計に対する繰出金等の増が見込まれるほか、地域公共交通の確保など、市民生活に必要な行政サービスの維持等に、多額の経費を要するものと見込んでおります。

次に、主な重点施策と予算配分についてであります。

さきに申し述べておりますように、来年度は市長改選期に当たることから、当初予算は義務的経費を中心とした骨格予算として編成することとしております。

重点施策や全般的な予算配分については、市長改選後、新規事業や拡充事業を初めとする政策経費に係る予算を措置する際に、具体的に検討されるものと考えております。

次に、例年の予算との相違点、新型コロナウイルス感染症に関連した施策の予算配分等、来年度予算の内容に関する御質問については、現在予算の内容を精査している状況であり、お示しできる段階ではございません。

次に、国や県からのコロナ関連予算配分の捉え方についてであります。

本年度においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、感染症の拡大防止や地域経済の回復に取り組んでいるところであります。

今後の国の予算については、現在編成作業が行われている本年度第3次補正予算案及び来年度当初予算案において明らかになることから、現時点では、具体的な情報は持ち合わせておりません。

また、県の当初予算についても、現在編成過程にあり、具体的な内容は承知していないものであります。

市としましては、国や県の動向を注視しながら、今後の施策の実施に当たっては、各種財源の積極的な活用を図ってまいります。

次に、健全財政に向けての対策と財政目標及び年次計画についてであります。

まず、財政の健全性の維持に向けては、将来負担の低減を図る観点から、第4次男鹿市行政改革大綱の実施計画において、投資的経費に係る市債単年度発行額に関し、

令和3年度の発行額上限の目標を6億円と設定しております。

今後、目標の達成に向け、予算査定及び執行管理を通じて、将来負担の抑制を図ってまいります。

また、硬直的な財政構造の改善に向けては、引き続き、事務事業の見直しに取り組み、経常収支比率の改善につなげてまいります。

さらに、財政運営に当たっては、地方財政に関する情報収集や、将来の財政需要の的確な把握等に努めながら、収支の均衡の確保に計画的に取り組み、健全財政の維持を図ってまいります。

御質問の第2点は、墓地問題についてであります。

まず、市の墓地対策、墓地政策及び対応についてであります。

現在、市の墓地行政は、公衆衛生を主たる目的とした墓地埋葬法に基づいた許可事務が中心となっており、墓地、火葬場等の設置基準に基づき、墓地経営許可のほか、墓地区画増設の相談などに対応しております。

次に、寺院側との折衝及び市民への周知についてであります。

本市の墓地の利用形態は、そのほとんどが寺院墓地や地域内の共同墓地を利用しており、当該墓地の管理運営者により使用条件等が定められているものと存じます。

このことから、御提案のありました寺院の土地を活用した墓地の設置等については、当該寺院の考え方等に基づき墓地区域の活用について検討されるべきであり、特定の宗旨・寺院へのあっせん等に当たるという点からも、現状では、市が寺院と個別に折衝し、周知を図るべきものではないと考えております。

しかしながら、市民が求める需要に対し、的確な情報提供を図ることは必要なことでもあり、今後、寺院等における宗旨・宗派を問わない区画の状況について、把握する方策を研究してまいります。

次に、今後の墓地需要の見通しと対策についてであります。

人口減少や家族形態の変化により、将来的に墓の維持が困難になることに備えての墓じまいや、管理者不在の無縁墓等が増えるなどのケースが想定されます。

長期的な需要を見通すことは困難ではありますが、市民ニーズや墓地に関する状況等を注視しながら、必要に応じた対応を行ってまいります。

御質問の第3点は、不法投棄の状況についてであります。

まず、不法投棄の原因、監視体制、不法投棄監視員の定数、業務内容、活動状況等についてであります。

不法投棄の報告件数は、11月末現在で比較しますと、平成30年度で32件、令和元年度で21件、本年度で19件を受理しております。

不法投棄がなくなる原因としましては、不法投棄の原因者が判明しづらいことや、廃棄物を処理するための手間や費用が惜しいなどの理由によるものと考えております。

不法投棄の監視体制としましては、廃棄物不法投棄監視員による定期巡回のほか、不法投棄されやすい場所への監視カメラの設置、市民からの通報等により不法投棄の監視及び抑止を図っているところであります。

また、廃棄物不法投棄監視員の定数は18名で、不法投棄が行われやすい場所や不法投棄を防止するため、担当地域内を定期的に巡回しており、不法投棄者や不法投棄物を発見した場合に、市へ報告することとしております。

次に、不法投棄の報告受理後に市で取るべき手段と手順についてであります。

市では、監視員からの報告により、現場を確認し、証拠物の収集、調査を行っているほか、環境に重大な影響を及ぼす産業廃棄物の不法投棄については、県や警察とも連携しながらその対応に当たっているところであります。

次に、不法投棄者への対応と投棄物の処理方法、不法投棄撲滅のために取り組むべき施策についてであります。

不法投棄は犯罪であることから、県や警察とも連携しながらその防止に努めているところであります。

本年度、市が受理した不法投棄情報は、市民からの通報によるものは3件、県や市の不法投棄監視員の巡回によるものは16件であります。廃タイヤ、家具廃材、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など、粗大ごみの回収対象となっていないものが多く報告されております。

不法投棄は、原因者が判明できない場合が多く、原因者が判明できない場合は土地占有者が処理することが原則であります。市では、回収処分や不法投棄対策について、土地占有者の負担とならないよう相談に応じているところであります。

次に、監視カメラの設置についてであります。

不法投棄の抑止及び証拠保全のため、人目につきにくく不法投棄が多発している場所に、今年度より不法投棄監視カメラを設置しております。

現在、鶴ノ崎海岸駐車場、仁井山・男鹿中間の市道、戸賀漁港港湾内、戸賀不燃物処理場付近の4カ所に設置しており、不法投棄に対し一定の抑止力を果たしていると判断しております。

今後も、不法投棄監視員の巡視や不法投棄監視カメラの設置を継続するとともに、県や警察とも連携しながら常習的な不法投棄発生の抑止に努め、不法投棄者が判明した場合は厳しく対処してまいります。

御質問の第4点は、防災行政無線の在り方についてであります。

まず、防災行政無線の運用についてであります。

防災行政無線の運用は、男鹿市防災行政無線通信施設運用規程で、災害情報、住民の人命に関わる緊急情報などの7項目を放送事項として定めております。

市では、この規定に基づき、気象警報、火災情報、住民の避難に関する情報などの緊急を要する内容や、市の一般行政の連絡、県及び関係機関等からの広報連絡、市が主催、共催等に関わっているイベント情報などを放送しております。

また、町内会の避難訓練など、公共性のある地区限定での放送依頼については、放送内容を精査した上で、規定に基づき対応しているものであります。

次に、難聴地区への対応等についてであります。

防災行政無線の聞こえ方の状況調査については、平成21年10月に、市民からの防災行政無線拡声子局の増設等の要望に対応するため、難聴地区状況調査を実施しております。

また、市民から放送が聞き取りにくい、聞こえないなどの連絡をいただいた場合には、その都度、連絡者立会いの上、現地において状況を確認しております。

市民からの要望や難聴地区への対応については、調査結果をもとに、防災行政無線拡声子局の増設、スピーカーの音量や方向調整などの対策を講じているところであります。

難聴地区への対策としては、このほか、防災行政無線を補完する戸別受信機の貸与、テレドームシステムの活用、防災情報等メール配信サービスの登録促進などを実施しており、今後も、確実に正確な情報伝達に努めてまいります。

御質問の第5点は、男鹿小唄についてであります。

男鹿小唄は、男鹿半島の名所旧跡を、四季の美しさとともに歌い上げた名曲であります。かつては、市内観光地でもBGMとして広く使われておりました。

男鹿市民歌に次ぐサブテーマソングとして発信したらどうかとの御提案がありますが、男鹿小唄が制作された時代背景とは異なるものがあり、市や市などの実行委員会が主体となり復活イベント等に取り組むことは考えておりません。

また、市の施設における男鹿小唄の活用については、一般社団法人日本音楽著作権協会が著作権の一部を管理しており、著作権使用料が発生することなどから、現時点では考えていないものであります。観光遊覧船などの民間事業者での活用例もあると伺っておりますので、オガレなどの指定管理による施設における活用について、施設管理者と協議してまいります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質問。7番

○7番（船木正博君） ありがとうございます。

では、予算編成の方から行きたいと思います。

当然、今12月ですので、まだこう編成段階で、はっきりしたところまではつかめないと思いますけども、特に市長改選期で骨格予算ということになるそうですので、その中でいろいろこうやっているところがございますでしょうが、今ちょうど編成途中ですので、まあこれからやっていく上でいろいろこう取り組んでいただきたいなと、そういうところを少しね申し上げたいと思います。

まず基本姿勢ですけども、まず、この財源確保はしっかりしていなければいけないですし、補助金とかの取りこぼしもないようにですね、自主財源の確保に努めながらね、まず基本姿勢としてはやっていただきたいと、そういうところであります。

あと、まあ予算総額の見込みとか全然これからのことでしょうか、特に、要するに歳出予算の徹底的な見直しですか、そういうふうなところの財源確保、歳出予算の徹底的な見直しがまず、と、財源確保が重要な課題となると思いますので、予算編成の段階でそういうところも皆さんお分かりだと思いますけども、改めて十分そういうところも考えながら編成作業を進めていただきたいと、そういうふうなことを考えております。

あと、コロナ関連ですけれども、国や県というのはこれからいろんなありますけれども、市独自でこれから考えられるようなそういうふうなコロナ関係の予算配分はあるのかどうかですね、その辺のところをちょっとお知らせ願えればありがたいです。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

先ほど市長も答弁しておりますように、今年度の国の3次補正予算、この辺の状況と来年度の国の予算等、この辺の部分についていろんな検討がされていくべきであると考えております。で、まあ市長選挙ということもありまして、あくまでも4月当初の部分については経常経費に係る部分での骨格予算ということになります。6月補正以降の対応ということになると考えられますけれども、ただし、コロナ禍の中で経済的に苦しい方々及び医療関係の方々に対しての経費が必要である分については、適時対応していきたいと考えております。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。まあ予算編成を進めていく上で、ぜひとも前例踏襲から脱却してですね、より新しいそういうふうな考えのもとにやっていただければありがたいということで御要望しておきます。

あと、健全財政に向けてのことですけれども、今現在、経常収支比率は何パーセントになってるんですか。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 元年度の決算ベースになりますけれども、94.5パーセントでございます。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。依然と厳しい状況だということに変わりがないようです。そういうことで、できるだけ経費圧縮しながら、その比率を下げることが喫緊の課題だと思いますので、そういうところも十分考えながらやっていただければありがたいと思います。

そうするとですね、ここでひとつですね、やっぱり義務的経費というのが大分こう

大きくなると思いますので、その辺のところ、来年度あたり義務的経費とかはどのくらい、まあはっきり分かんないでしょうけども、どのくらいを見込んでるんでしょう。分からなければ分からないでいいですけど。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 予算編成作業中でございますので、額については今ここで答えることはできません。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。途中ですので、これも3月にやれば分かるという話なんだろうけども、その3月になってでき上がってる前に私はやっぱりそのことを気にしながらやっていただきたいと、そういう趣旨で質問しておりますので御理解をお願いします。

じゃあ、予算編成の方はこれで終わります。

墓地問題ですけれども、いろいろ市長からもいい答弁いただきました。まあ特に先回質問してるので細かいところまでいっておりますので、今回はそんなところ、突っ込んだところまでいきませんが、やっぱり今現在、墓地に対する市民の考えもいろいろこう変わってきております。そういうふうな必要性も多様化してきておりますし、いろいろな選択肢がね、まああるということも先ほども言いましたけども、それなりの対策も、やっぱり市では何らかの対策はもっと持つべきじゃないかなと。今のところはそんなしっかりした墓地政策というものは持ってないような感じを受けましたので、今後どうですかね、そういうしっかりしたね、こういうふうな土地、墓地利用の今後についてとかね、その墓地政策をしっかり持つべきだと思うんですけども、この点どういうふうな、前向きな答弁をもう一度お願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、現在の市の墓地政策といいましても、やはり墓地の許可申請にとどまっている状況でございます。まあ市民墓地を持たないとい

うこともございますので、先ほど議員が御提案がありました各寺院の状況におきましては、直接市が携わるということは、政教分離の問題も抵触するというおそれもございますので、それはちょっとできない部分がございますが、現在の市の状況につきましては把握する方策について検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） いろいろ制約とかそういうあれがありますけども、まずそれは分かりました。実際、本当に悩んでいる人がいるんですね。ですから、やっぱり私が先ほど言いましたし、市長も答弁でも言いましたけども、そういうふうなことがあるということも知らない人もほとんど、知らない人が多いんですよ。ですからやっぱりそういうところがあるということ、やっぱり市としてはそのね困ってる人たちに、対象者の方にね分かりやすいような周知徹底するということも必要だと思いますので、こういうことの関係したことについて、広報とかね何かの手段でこう市民にアピールとか、知らせたこととか広報活動とかはしたときあるんでしょうか。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

墓地問題について、私はこの前も言ったように都会と田舎は違うんですね。墓地は田舎は本当に余ってます。人口減少に伴って、お寺が衰退していくと。お寺がなくなっていくと。お寺が消滅するという本も出てるぐらいです。ちょっと調べましたけども、全国で7万7,000寺があるそうです。そのうちの2万のお寺が住職がいないと、そういう大変な状況です。だから私の認識としては、男鹿に限っては、公営墓地をつくらなくても、そのお寺さんの墓地、共同墓地を利用して十分な対応ができる。そしてまた、前回言ったかもしれないですけども、やっぱり永代供養とか墓地の撤去までもやるっていうお寺さんもいますので、そこあたりのことをね、広報、どれだけのそのニーズがあるか分からないこともありますので、民間のね活力を利用して、民間でお寺、お寺さんじゃないな、墓地情報ってやってる会社もあります。だからその情報をね活用しながら、民間活力を利用してやっていくと、そういう手もあるんじゃないかなと思います。

もし困ってる人いてくれば、具体的に教えていただければ対応します。そういうお寺さん、または墓地の詳しい冠婚業者さんとかってもありますから、今、私は議員の質問を通して逆に心配してるのは、墓地がなくなって地域づくりができなくなっていくと。親、祖先を大事にする、そういう気持ちが失われていくと、そういうことに非常にこう危機感を感じております。何とかそのことも通してね、墓地の今不安のことを通しながら、その精神的な問題、やっぱり地域を守っていきたくて、そういうことも伝えていければなと思ってます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 市長からは、なかなか市の方でやるというのは難しいということで、まあそれは理解できます。

そういうことで、前回のあれですけれども、やっぱりこういうふうな墓に、こういうふうなことに必要だという答えが17パーセントの中、アンケートがあったということです、それが多いか少ないかは分かりませんが、市でそういうふうにならずそういうふうなことをはっきり先導してできないのであれば、先ほど市長も言った民間の方とのね、いわゆる連携しながら、そういうふう発信していただければありがたいと思いますので、できる範囲内で民間との協力しながら進めていただければありがたいと思います。

ということで、墓地問題の方は終わります。

不法投棄の状況ですけれども、まず増えた原因は何かということなんですけれどもね。先ほどいろいろ御答弁ありました。今回ですね、今やっぱり粗大ごみの回収方法とか有料化とかですね、あと新しいごみ袋に変更したと、そういうこともありますので、最近の状況ね、この粗大ごみの回収方法とかね、新しいごみ袋を変更したことによってね、その辺のこの増えたというの、その辺のところの因果関係があるのかどうか、その辺で市の方ではどういうふう捉えているのでしょうか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

先ほど市長が報告いたしました、説明いたしましたように、不法投棄の報告件数、

これが11月末現在で比較しますと、平成30年度では32件、令和元年度では21件、本年度は19件と、報告件数は減少しております。したがって、この有料、ごみ袋の有料化に伴って粗大ごみが、不法投棄が増えたという認識は今のところ持っておりません。ただ、これは監視員の報告並びに市民の報告ということで、はっきりした件数ではございませんので、今後とも不法投棄の現状につきましては情報収集に努めながら対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 現状としては、件数としては年々減ってきているというところでございますが、それはそういうふうに数字としてはそうでしょうけども、何かすごくそういうふうな周りを見渡すと結構目立つんですよね、そのごみとかそういうふうなあれが。ということで、この前も魁の新聞にも一般の方の投稿で載ってありましたよね、男鹿市内のごみのことでね。だからそういうふうに一般の人たちも目につく、投稿するまで、ある程度のね、かなりこう件数的には減ってきてるかもしれませんが、見た目では結構多いような感じがしておりますので、その辺のことをしっかりお含み置きしていただきたいと。

そうやって監視体制になるんですけども、カメラ、ある程度は設置して、何か所かに設置しておるようですけども、あれなんですか、まあカメラを設置して結構そういうふうなやっぱり効果は出ているものなんですか。その設置したおかげで減ったとかね。それとあともう一つ考えられることは、まだまだ捨てられやすいような場所とかもたくさんあると思いますので、まあカメラ以外にね、このダミーとか今よくありますが、ダミーとかそういうふうな設置とかね、そういうふうなことも考えてみたらどうでしょうかと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、不法投棄、大規模な家電用品だとか大量な不法投棄というのは、これ報告という形でまいります、やはり道端へのポイ捨て、これらがやはりこう各箇所で目立つような状況等には把握してございます。まあこれらの対策といたしましては、やはりポイ捨て禁止の看板設置とか、市民等の共同でボランティアによ

る清掃活動とか、そこら辺のところで対応してまいりたいと考えております。

カメラの設置につきましては、今年度、防止カメラ、監視用カメラといたしまして5台を購入し、現在、住民等からの要望に応じまして設置箇所を選定しているところでございます。今後につきましても、やはりこの捨てられやすい場所等には監視カメラを設置して、並びに防止用の看板設置等にも努めてまいりたいと思います。

カメラによる効果でございますが、やはり設置しているというだけで抑止力効果はあるものと考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。それとあと、その件数が年々減っているということでございますけども、その全体を把握してこう見つからないのであればいいですけども、その辺のところでちょっとあれですけども、監視員18名ということですけども、これはどうなんでしょうか、同じ規模の市とかに比べて人数的には多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

監視員の人数比較でございますが、ちょっと他市の状況等と比較したことはございませんので、これが多いか少ないかはちょっと把握してはございません。ただ、現在、この18名、まあ南部で4名、東部で5名、北部で6名、若美地区3名ということで、各地区に、またそれぞれ、それぞれの配置拠点を固定して分散してございますので、まあ全市域をこの方々で網羅しているような状況、各生活拠点を中心に網羅してる現状ではございますけども、やはり目の行き届かない場所というのは多々あるかと思えます。まあ先日新聞投稿でもございましたように、監視員が回っていないところでそういう場合も、情報もございますので、市といたしましては、これら市民からの情報収集、これらの方策につきまして今後検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。私ちょっと調べてみたら、仙北市、同じ観光地で人数も人口も、男鹿市が2万6,000、仙北市も2万5,000程度、同じくらいの人数で、あそこも観光地として有名です。あそこの監視員は15名だそうですので、まあこちらの方が多いので、その辺は十分足りていると思いますけども、あとはそうですね、巡回回数ですよ。巡回回数はどうなっているのか。定期的に巡回をするのか、それとも暫定的にこう回っているのか。その巡回方法はどうなってますか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 廃棄物不法投棄監視員の巡回でございますけども、今年度から、4月から12月までにつきましては、月3回から4回に増やしてございます。1月から3月までが月1回ということで、それぞれの巡視員が月内に定期的に状況に応じて回っているということでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。4回に増えましたということで、それは十分理解、分かりました。

それです、私ちょっと一度、私のちょっと経験をちょっと言わせていただくとね、船越から南部排水機場に行く湖岸道路ありますね。あそこの、こう何ていうか立木、雑木にですね缶や瓶がずらっと刺されてね、いっぱい並んでたんですね。で、まずしばらくその状況が続いてたので、このどういう、いたずらでやったのか、悪意でやったのか、単独でやったのか、グループでやったのか分かりませんが、あれだけ整然とがらーっと並べるとなるとかなりの労力いるので、その人たちはすごい努力家だなと思いますけども、そういうふうなこと、いいことに向けてくれればありがたいと思うんですけども、という状況がありました。で、私もあそこ何回か通るので、まあ目についたので市役所の方に届けて処理してもらいましたけども、処理して、まあその後何回かあったようなんですけども、今は落ち着いてるようなんですけども、そういう状況もありました。

あと、船越海岸のことなんですけども、やっぱりあそこにも電化製品とか投げられ

てですね、粗大ごみの不法投棄がありました。あれ、何かいつ頃からああいうふうな状況になっていたのかちょっと定かではないんですけども、これがあることで見に行ったら、業者さんが全部砂浜にこう集めて、まだ回収はしてなかったけど、その業者さんはほかのことも持ってくけど、ここは市でやるじゃないか、持っていくんじゃないかと言ってましたけどね。で、そういうふうにはやっぱり不法投棄もあるのでね、特にあの船越の電化製品とか回収してですね、その後、あの処理はどうなったのか。そのてんまつ、ちょっと分かってたら教えていただきたいと思います。回収したものであったのか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

船越海岸における不法投棄の対応でございますけども、業者が入りまして回収したものとしましては、船越海岸の海岸環境整備事業ということで県が行っている事業の中で回収したものと聞いております。そのほかの不法投棄につきましては、市が通報を受けた場合には、市の方でそれらを処分、回収しておりますけれども、やはり先ほどの監視員並びに市の巡回等では、やはり把握しきれない部分もございますので、目についた場合は市民からの情報を寄せていただければ、市の方でも、基本的にはその捨てた方の特定というのが目的でございますけれども、なかなかそこまでは行きませんが、回収に努めたいと考えておりますので、検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 7番

○7番（船木正博君） 分かりました。できるだけ不法投棄が増えないように、監視もしっかりしていただいて、できれば船越海岸にもカメラ等設置していただければありがたいのですが、その辺のところをよろしく願いしたいと思っております。

それでは、防災行政無線の方に行きますけども、これはまあ、ざっとした規定に基づいてしっかり運用されていると思っておりますので、これまでどおりやっていただければありがたいと。余り逸脱したような、何というか、違和感のあるような放送は今までもないと思っておりますので、そういうふうな有効活用、ほかの方見るとちょっとですね越権、そういうふうな、ほかの市の方では何か行政無線いろいろな使われ方して、

ちょっとおかしいんじゃないかというそういうふうなところがあるようです。ですから、そういうふうなことの無いようにね、逸脱した運用法にならないように、今のようにはっきり運用していただければありがたいと思いますので、その辺のところは特別のあれは要りませんが、しっかりした運用規定に基づいて放送していただければありがたいと思います。それはそれでいいです。

あとはですね、5番ですか、男鹿小唄をサブテーマにということですが、まああんまりいいお答えではなかったですけど、それもしょうがないですね。いろいろこう、著作権とかいろいろそういうのが入ってきますけども、観光地で、あと個人的に流すのであれば、まああれはいいと思いますので、あとはですね、ぜひですねオガレでも流していただければね、せっかくのオガレ始まったところで、私はね在京の人の集まり、よく行きますけども、そういうふうな集まりに行くとはですね、男鹿小唄やっぱりこう全員で歌ったりしてね、本当やっぱりあれがいいものなんですよね。ですから、その郷里を思うそういう人たちが歌う姿は本当に印象的、印象に残ってますので、やっぱりそういうふうな人たちのために、やっぱりまた故郷をね思いが念が増すんではないかと、そういった意味でまたふるさと納税も増えるんではないかと、そういうふうなこともありますので、やっぱり男鹿にまた帰ってきたときに、あの歌が流れていれば感動する人もいますので、その辺のところ、まあ市ではできないとしても、観光協会とかですね、市の何といいますか、民間の方と、にですね普及促進をね、やっぱり市の方でもてこ入れしてね図っていただければありがたいと思うんですけども、その辺、観光部長どう思いますか。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） お答えいたします。

オガレという話でございましたので、まずオガレの方にですね流していただけるように協議をしたいと思います。

ちなみに著作権の関係ですけども、オガレの場合は有線放送が入っておりますので、まずこの男鹿小唄を流してほしいというリクエストをすれば流すことは可能なのではないかなと考えておりますが、そこは会社としての判断もあろうかと思えます。ですので確約できるものではありませんが、協議は進めたいと思えます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 7 番

○7 番（船木正博君） 分かりました。ありがとうございます。近日中にぜひですね、オガレで聞こえる日を待っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

というところで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 7 番船木正博君の質問を終結いたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休 憩

---

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、8 番佐藤巳次郎君の発言を許します。

なお、佐藤巳次郎君からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。

【8 番 佐藤巳次郎君 登壇】

○8 番（佐藤巳次郎君） それでは私から、今日の最後の 3 番目ということで質問させていただきます。

コロナウイルスの感染がどんどん広まって、地球上の危機とまで言われるような大変な状況であります。国内でも罹患者が 15 万人と言われるぐらいの規模になってるということで、非常にまあ秋田県の場合はまだ 100 人に満たないと、幸い男鹿市は一人もおらないという状況ですが、それぞれ皆さん気をつけながら日常を暮らしていかなければいけないということでございます。

それでは、私から 4 点にわたって質問いたします。

一つ目は、コロナ禍による市内経済への影響によるさらなる支援の充実についてであります。

コロナ感染拡大は第 3 波となり、感染者の増大が進んでおります。コロナ感染防止のための医療機関への受診控えや介護利用の控えなど、医療機関、介護施設においても経営は大きな影響を受けているものと考えます。また、市内経済の低迷による商工業者、飲食業者等への影響も深刻であります。国、県、市の財政支援が強く求められ

ており、以下、具体的にお伺いいたします。

1点目として、市内経済の影響はさらに深刻になっていると考えますが、具体的に業種ごとにお伺いしたいと思います。

2点目は、持続化給付金等、国、県、市の支援制度の男鹿市の利用状況と、それによる市内経済への効果がどうあらわれているのか、お伺いいたします。

3点目は、今後、第3波による国、県、市での支援策はどのような対策をとられようとしているのか、お伺いしたいと思います。

4点目は、男鹿潟上南秋地区新型コロナウイルス感染症対策検査センターの利用状況についてお伺いいたします。

質問の二つ目は、国民健康保険税の引下げと減免の充実についてお伺いいたします。

私は、議会で今までも高い国保税の引下げを取り上げてまいりましたが、市の対応は引下げはできないとしてきております。5億円にも近い国保財政調整基金を加入者の負担軽減に充てることをしない対応は、市民は許さないと考えます。ぜひ来年度から引下げすべきであります。また、国保税の滞納者に対して、安心して医療が受けられる対応策が必要であります。また、高い国保税に対する減免制度を充実させ、特に低所得者への軽減策が必要と考えます。

現在ある国保特別会計の財政調整基金残高4億6,770万8,000円は、4,556世帯ですので、1世帯平均で10万2,657円、1人当たり6万5,939円となります。介護保険特別会計の財政調整基金残高2億4,234万5,000円は、65歳以上の被保険者、3月31日現在1万2,356人で、1人当たり1万9,613円となります。国保加入者1世帯当たり10万円、1人当たり6万5,000円の引下げが可能であります。また、介護保険加入者の65歳以上で1人当たり1万9,000円の引下げが可能であります。

また、厚生労働省は、国民健康保険について、受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて、資格証明証交付者に対して短期被保険者証交付を認めることとしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援についての事務連絡では、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯や世帯主の収入が3割以上減少が見込まれる場合に

は、国保税の減免をするとうたしました。

これらは、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるもとで、国が医療機関に行くことができない人をつくらない、罹患して仕事ができなくなった場合、賃金を補てんし、コロナ感染拡大を抑えるとの強い決意を示したものと考えます。

そこで質問いたします。

1点目は、多額の財政調整基金は全て被保険者が負担しているもので、国保税、そしてまた介護保険料の軽減が当然であります。来年度の引下げに充てるべきであると思いますが、市長はどう考えているのかお伺いいたします。

2点目は、高い国民健康保険税に対する減免制度を充実させ、安心して医療が受けられるように、特に低所得者への軽減策が必要と考えるがどうか、お伺いいたします。

3点目は、市では厚生労働省の対応をどのように扱っているのかについてもお伺いいたします。

4点目は、新型コロナウイルス感染症に関わる厚生労働省からの通知に基づく国保税減免等については、減免申請書を国保加入世帯にあらかじめ送付するなど周知徹底を図るとともに、資格証明書世帯には短期被保険者証を発行し、新型コロナウイルスやインフルエンザなどで受診抑制にならないよう対応するよう取りはからうべきと考えますが、市長のお答えをお伺いするものであります。

質問の三つ目は、男鹿市保健福祉センターの在り方についてお伺いいたします。

この施設を開設してから20年ほどになります。現在、健康子育て課が市役所に移っております。保健福祉センターでは、社会福祉協議会が事業を行っている中央デイサービスセンターが3月いっぱい赤字増大により撤退いたします。これにより、センターに事務所を置いているのは、男鹿市社会福祉協議会、あゆみ作業所、訪問看護ステーション、市老人クラブ連合会だけとなります。

そこで2点についてお伺いいたします。

1点目は、男鹿市では保健福祉センターを今後どう活用していこうとしているのか、お伺いいたします。

2点目は、中央デイサービスセンターには入浴施設があり、船川地域の市民が強く望んでいる入浴施設にできないものかどうか考えておりますが、市長は、このセン

ターの有効活用をどのようにして考えているのか、お伺いするものであります。

質問の四つ目は、介護給付費の返還についてであります。

市の説明によりますと、協本地区にある介護老人保健施設「男鹿の郷」が、介護保険法の規定に基づく医師が常勤体制になっていなかったことから、介護給付費の返還対象となっております。医師の常勤が義務づけられておりながら、違法を知らながらの行為であり、許されないことで原因を解明すべきであり、過去にも同様の事案があったはずであり、それ相応の対応を県はとるべきであります。今後施設の運営がどうなるのか、施設で働く多くの職員は雇用不安を抱えております。今後も従前どおり安心して働ける環境づくりが必要であり、入所している方々が安心して介護サービスを受けられる対応をとることも施設側の責任と考えます。

そこで4点についてお伺いいたします。

1点目は、市では医師の常勤基準を満たしていないことを知らなかったのか。誰が県または市に連絡通報したのか、お伺いいたします。

2点目は、本年6月、県が監査を実施しておりますが、その結果で県や市はどのような対応をしたのか、お伺いいたします。

3点目は、施設で働く多くの職員が今後も従前どおり安心して働けるために市の援助が必要と考えますが、その対応についてお伺いいたします。

4点目は、現在はまだ「男鹿の郷」で運営しているのか。今後、運営される法人はどこになるのか、分かっておられるのであればお伺いいたします。

以上、4点についてお答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、コロナ禍における市内経済への影響によるさらなる支援の充実についてであります。

まず、業種ごとの経済状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大による人の移動や経済活動の縮小は、多くの業種に対して影響を及ぼしているものであります。

本市においては、定期的に男鹿市商工会、金融機関、ハローワーク等との情報交換

を通じ、市内経済の状況把握に努めているほか、事業者向けの各種支援制度の申請書類などから、事業種別の状況を整理しております。

その中で、経営安定資金の認定申請件数を8月末と11月末で比較しますと、建設業においては59件から83件と24件の増、宿泊業・飲食サービス業は27件から41件と14件の増、合計では216件から309件と93件の増となっており、いまだ事業者の資金繰りは厳しい状況にあると考えております。

さらに、金融機関等からの情報を踏まえると、依然として多くの業種において新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているものと推察しております。

次に、国、県等の支援制度の利用状況及び市内経済への効果についてであります。

新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている事業者等を支援するため、国では、Go Toトラベルのほか、持続化給付金や家賃支援給付金などの制度を実施しております。

これまでに男鹿市商工会で相談対応した件数は、持続化給付金が72件、家賃支援給付金が45件となっております。

また、県では、プレミアム宿泊券や飲食券を発行しているほか、経営に支障を来している事業者を支援する経営安定資金制度を充実させており、本市の経営安定資金の貸付実績は309件となっております。

一方、市では、緊急宿泊支援事業やプレミアム付商品券補助事業などを実施しているほか、主に宿泊業・飲食サービス業等を営む事業者、漁業者等の経営を支援するため、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金について252件分を交付しております。

市内経済への効果についてではありますが、10月の観光客入込数は、前年比3.9パーセント増の17万8,052人、宿泊者数は、前年比20.5パーセント増の1万4,804人と回復傾向にあるほか、プレミアム付商品券は、発行総額7億2,000万円に対し、10月末現在で約5億円が利用されております。

市としましては、市内経済の回復が十分ではないものの、様々な施策により観光誘客、市内消費の喚起及び事業継続の下支えに一定の効果が上がっているものと認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の第3波に対する今後の支援策についてでありま

す。

国では、新型コロナウイルス感染症の第3波の到来等による経済活動への悪影響に対する支援のため、今年度の第3次補正予算による追加経済対策の実施を予定しております。

市としましては、今後とも国、県の動向を注視しながら、関係団体との連携を一層強化し、支援制度の周知を図るとともに、事業者の状況を随時把握しながら、市内経済の維持、活性化に向けて必要な対策を実施してまいります。

次に、男鹿潟上南秋地区新型コロナウイルス感染症対策検査センターの利用状況についてであります。

検査センターは、8月3日から、男鹿潟上南秋医師会などの協力により、月、水、金曜日の週3回、午後から4人の検査が可能な体制で実施し、11月末までに21人が利用しております。

御質問の第2点は、国民健康保険税の引下げと減免の充実についてであります。

まず、財政調整基金を来年度の国民健康保険税の引下げに充てることについてであります。

令和2年度の財政運営において、歳入不足が生じる見込みであることから、6月定例会で国民健康保険財政調整基金5,038万7,000円を取り崩す補正予算を措置しており、今年度末の基金残高は約4億1,000万円と見込まれております。

来年度の税率については、これまでと同様に、国民健康保険事業費納付金の伸びや税収の減少を勘案し判断されることとなりますが、歳入不足が生じた場合は、基金による財源補てんが必要となることから、今後の財政状況の推移を注視しながら、適切な基金運用に努めてまいります。

次に、低所得者への軽減策についてであります。

国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する経費に充当するため、被保険者に対し所得に応じてかかる所得割額、被保険者数に応じてかかる均等割額、世帯にかかる世帯平等割額の合計を負担していただく相互扶助に基づく目的税であります。

しかしながら、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方などに対し、保険税の全額または一部を減免する制度を男鹿市国民健康保険税条例に規定しております。

また、低所得者層の救済のため、世帯の前年の所得が一定の基準以下の場合、均等

割額及び世帯平等割額について、7割、5割、2割を軽減する措置についても規定しております。

現状の国民健康保険は、従前の市町村での運営で抱えていた財政の不安定や医療給付費の格差等の課題に加え、将来的な地域保険としての一元化運用を踏まえて平成30年度から広域化となり、県ではその安定的な財政運営を図るため、市町村の決算補てんなどを目的とした法定外繰入れや前年度繰上充用の解消を推進することなど統一方針のもとで運営されていることから、市独自の新たな軽減や減免制度の創設は考えていないものであります。

次に、資格証明書世帯に対する受診対応についてであります。

本年2月28日発出の厚生労働省の通知では、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合の帰国者・接触者外来の受診時において、資格証明書を提示した場合は、被保険者証とみなして取扱うこととしております。

これを受けて、市では、対象世帯に個別に通知し、資格証明書での受診について周知しております。

また、先月16日より、県で新型コロナウイルス感染症発症の疑いがある場合の相談・受診方法が変更されております。

市としましては、対象世帯に対する周知とともに、発熱等の症状があり医療機関を受診する場合は、短期被保険者証への切替えを行うなど、受診抑制にならないように努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関わる厚生労働省からの通知に基づく国保税の減免等についてであります。

本制度については、広報おが及び市のホームページに掲載したほか、7月14日の国保税納税通知書発送の際に案内文を同封して周知を図っております。

案内文には、制度の内容として、新型コロナウイルス感染症の影響による減収などの減免判定の要件、減免の対象となる保険税の納期などについて記載してあり、申請に必要な書類等の詳細については、市役所に問合せしていただく内容となっております。

減免申請書の様式については、市役所、各出張所に備えつけのほか、市ホームページからダウンロードできることとなっており、問合せのあった方には、事前に説明を

した上で申請様式を送付するなどの対応をしていることから、改めて加入する全世帯への送付は考えていないものであります。

今後も広報おがなどで周知を図り、問合せのあった方に対して事前に提出方法の説明をするなど、適切に対応してまいります。

御質問の第3点は、男鹿市保健福祉センターの在り方についてであります。

保健福祉センターについては、来年1月より社会福祉法人男鹿保育会が2階事務室に移転するほか、乳幼児健診や健康相談の実施など、今後も活用していくこととしております。

なお、中央デイサービスセンター部分については、今年度の指定管理終了後に施設の設備状況を確認した上で、今後の利活用について検討してまいります。

御質問の第4点は、介護給付費の返還についてであります。

まず市における男鹿の郷の違反事実の把握と通報者についてであります。

男鹿の郷の医師の常勤基準欠如については、施設が県の監査を受ける中で指摘を受け、判明したものと伺っております。

次に、県の監査結果への対応についてであります。

現時点では、男鹿の郷に対して監査結果や処分内容は通知されておりませんが、今後、県から施設に対して監査に関する通知が発出される見込みとなっており、市では、その通知の内容を踏まえ、介護給付費の返還の可否を含めて、施設への対応を検討していくこととなります。

次に、今後の施設運営についてであります。

現在の施設運営については、引き続き社会福祉法人富永会が行っておりますが、監査結果が通知されていないため、今後の施設運営については不透明な部分がございます。

市としましては、医師の適正な配置を含め、施設運営の適正化を図るとともに、入所者の保護及び職員の雇用を確保する必要があると考えております。

現在、運営主体の社会福祉法人富永会の責任のもとで、今後の運営形態を含めて運営の改善策を検討しているところであり、本市としましても、現在入所されている方がこれまでどおりのサービスを受けられることや、施設職員の雇用の場が確保されることを最優先に対応を進めてまいります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質問。8番

○8番（佐藤巳次郎君） それでは、私から再質問いたしますが、このコロナ禍による市内経済への影響によるさらなる支援ということで、国の方でも第3次の補正予算を出すということになっております。そういうことで、いずれ男鹿市に対しても交付金等それなりのかなりの額の補正予算になろうとしておりますので、その来る交付金への対応を男鹿市もぜひ、市民が十分活用できるようなそういう予算措置をぜひとっていただきたいなと思っております。

特に、国でも県でも今、第3次の補正予算に関わる事業等について検討されているようではありますが、男鹿市の方では、今後どういう施策を、コロナ禍による市内経済への活性化策をつくろうということにしているのかだすな、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

今、五城目町とか、いろいろな県内でも、県も含めていろいろ施策を練っているようでありますし、ぜひ男鹿市の場合でもとってもらいたいと。特に所得の少ない世帯への支援、そしてまた子どもをもつ世帯、学童保育なり、そしてまた小・中学校への子どもへの支援とか、そしてまた保育園や、そして老人施設等で働いてる方々への支援ということで、国の方でも慰労金という形でいろいろ今やろうとしておるわけで、ぜひ男鹿市でも、このコロナ禍による大変なしわ寄せが来ている事業者、そしてまた職員に対する慰労金等も含めて検討してほしいと思っておりますが、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤議員、一問一答。

○8番（佐藤巳次郎君） ああ、はいはいはい。そこら辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

いわゆる国の第3次の補正予算、交付金に伴う対応についてでありますけれども、いろんなメニューが今後考えられると思います。議員、今お話しいただいたような内容も含めて、対応についてはこれからであるというぐあいに考えております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 国民健康保険税の引下げについてであります。現在の基金残高が4億6,000万円以上という、今までにない基金残高をずっとこのままにしておくと、まあ今年度、さらに今のこの情勢からいくと、医療控えだとか介護控え等も含めて、今年度の予算もそういう意味の黒字が予想されるということも言えるかと思うわけです。そういうことで、この健康保険税の引下げをこのまま基金に積んでおくということは、やっぱり被保険者に対する対応が全然なっていないと。私がいろいろ被保険者の何人かに聞いても、ぜひ引下げをしてほしいと、大変な負担だということが述べられているわけで、特に国保加入者というのは、今のこのコロナ禍による商店等の変な状況の方々が被保険者になっているわけで、十分そこら辺も考慮した中で考えてほしいということで、保険税の引下げ、このまま、4億6,000万円もある基金をこのまま来年度もそのままにしておくことは許されないんじゃないかと。ぜひ引下げをしてもらいたいと。1世帯当たり10万円にもなる、そういう基金を持っていながら、被保険者にその基金による引下げの効果を被保険者に与えるというのが私は当然の自治体の役割じゃないかと思っておりますので、ぜひその取組を強めていただきたいと思います。

それから、ああ、一問一答であったな。

○議長（吉田清孝君） 今、質問ですか。

○8番（佐藤巳次郎君） お願いします。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 国保税の引下げにつきまして答弁させていただきます。

先ほども市長が答弁いたしましたように、基金残高におきましては、この6月の定例会におきまして、今年度の財政運営を考慮した上で、基金取崩しを凶らなければ現在の税率を保つことができないということで、5,038万7,000円を取り崩す補正予算を措置しております。したがって、現在の今年度末の基金残高は、約4億1,000万円程度と見込まれております。

議員も御存じのとおり、税率の改正につきましては、今現在の今年度の決算状況に

よって繰越金がどれほど生じるのか、また、来年度の国民健康保険事業費納付金、これがいかにどの伸びになるのか。それと、来年度の税収の見込みがどれほどなるのか。これらを総合的に判断した上でないと、税率を試算することができないものであります。今年度は基金残高がありましたので、税収不足を基金の取崩しによって賄うことが可能となりましたが、この基金が全てなくなった場合には、今年度におきましても5,000万円程度の赤字を予想された中でも税率改正を検討せざるを得ないような状況となります。御存じのとおり、国民健康保険の制度改正によりまして広域ということになった関係で、今まで、以前のように法定外の市からの繰出金というのは今のところ認められておりません。したがって、これからの財政運営において、税収不足、来年度は特に、このコロナ禍における税収がいかにどのようになるのかというのが非常に懸念されるところでございます。これらによって税収不足になった場合、やはりこの基金からの取崩しによって現税率を保つということが、安定した国保財政を保つ方策になろうかと考えております。

ちなみに、この基金保有割合、制度改正になったために、各市におきましても非常に基金保有率が高まっております。現在、令和元年度の暫定値でございますが、男鹿市におきましては、医療費に相当する78.74パーセントということで、全県下では12番目ということで、ほぼ中間ほどの保有割合となっております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 国保会計から5,000万円、基金を取り崩して5,000万円減ったと。それでも4億1,000万円ある。私は、この引下げについて、どうも消極的だと。私は今年度の決算だって、赤字になるという予想は出てこないんじゃないかと。医療控えがどんどんある、そういう中であって、国保税が足りなくなるといふ考え方は、私はないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひだすな、まだ来年度の引下げを質問しておりますので期間はあるわけで、少なくとも、この基金全額を引下げに回せとまでは言いませんので、やはり加入者の立場に立ったやっぱり保険税の在り方を市の方で十分検討するということが私は必要だと思います。その点についてお答え願いたいと。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

医療費の差し控えということで、今年度、各医療機関かなり難儀してるという報道がございます。国民健康保険の医療給付費の現状におきまして、この状況からいきますと、受診者数は確かにかなり減っておりますが、医療費自体につきましては、医療給付費自体におきましては前年度と比較しますと増えている状況となります。ここ数カ月の状況でございますが、4月診療分につきましては確かにかなりの減額となっておりますが、それ以外の月につきましては、逆に去年よりも受診者数は減っておりますが、医療給付費は増えている状況でございます。これらの状況につきましては、来年度の納付金に反映されるものとなりますけれども、今年度におきましては、この昨年度に比べまして事業納付金が非常に大幅に増えたということもございまして、前年度の繰越金並びに基金からの取崩しで予算編成をしたという経緯がございます。

いずれにいたしましても、来年度の状況につきましては、今年度の決算状況並びに来年度の事業納付金、並びにこの市民の税収がいかほどになるのか、所得が確定した後でないと判断できないものがありますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） この国保税についてもう一点は、この減免についてですけれども、厚労省の方から各自治体宛てに通達が来て、減免について、減免すれば全て国の方でそれを補てんするという通達が来てるはずですよ。そういうことでありますから、大いにやはりこれを利用しながらだすよ、減免のさらなる促進というか、当然私はできると思っておりますよ。収入が3割以上減少が見込まれる場合には国保税の減免ができると、これ厚労省で話をしているわけですね。この春から、コロナによって市の方で持続化給付金とか支援金とか、いろいろ今作業したわけですね。それは、支給条件として3割以上の減収がある場合と、こういう条件があるはずですね。そうすれば、そういう申請した方々も、この健康保険に加入しているとすればだすよ、対象になるということになると思っておりますが、そのようなことで事務的な対応をしてるのかどうか、お伺いします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

ただいま御質問のあった減免措置については、対応してございます。今年度におきましては、現在、コロナ関係の減免としては16件決定しております。減免金額としては373万円ほどの減免をしております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 16件しかないんですよ。市の方で、この持続化給付金とかその他の支援の場合の3割減収になったと、そういう世帯というのはどのぐらいですか。かなりの数字でしょう。国保に加入してる世帯、例えば商店だって大方国保の加入者だと思いますよ。そういう方々に対して減免できるような状況であるわけなんだから、もっともっと積極的にやっぱりPRしながら、幾らでも減免対象増やしていくという努力が、やってるかとは思いますが、さらなる努力をしていただきたいなと思いますが、もう一度お聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） 改めて税相談等含めて、その辺については丁寧に説明しながら周知してまいりたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 次に、保健福祉センターの在り方についてですけれども、市長も御存じのように、中央デイサービスセンターが3月いっぱい撤退するという中で、それにまた健康子育て課がこの本庁舎に来たということで、非常に今、あそこの広い、それなりの広い建物の中に一部屋ずつ借りてるところ、三、四カ所ありますけれども、あとはそのまま使わないで残っているという状況をこのままにしておくというわけにはいかないと思いますので、今後検討するとは言いながら、早急にやってほしいなど。

で、まあ中央デイサービスセンターで使ってた入浴施設があります。これ、あそこは男女ということじゃなくて一つより入浴施設はないのでだすな、一緒に入るというわけにはいきませんが、それもまあ市の方でそれを、そういう入浴施設にしたいというのであればだすよ、今の限定した一つの入浴施設しかないとすればだすよ、ま

あ日によって男女別々にして入浴できるということだってできるわけですし、いろいろ考え方が出てくるんじゃないかという気がするわけで、まだ20年よりたっていないという、まあもう20年ぐらいは使えるんじゃないかという気もするわけですが、市の方で考えてるそれなりの構想というのはよ、まだ決定まではいかなくても、計画というものがそれなりにあるんじゃないかと思いますが、どういうふうな考え方をお持ちなのかお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 保健福祉センターの今後の在り方についてでございますけれども、確かに先ほど、健康子育て課が市の庁舎に入りまして、事務室は本庁舎に入っております。しかしながら、保健福祉センターについては、引き続き乳幼児健診や健康相談、これらについては引き続き保健福祉センターで行うというふうな方針をとっております。また、空いた事務室につきましては、来年1月以降、男鹿保育会が北公民館からの移設するというふうな予定で今現在進んでおります。

中央デイサービスセンターの部分につきましては、指定管理をしておりました社会福祉協議会がこれを指定管理を辞退すると至った経緯の中には、やはり施設の老朽化によりまして、ボイラーの施設がかなり老朽化して今後大幅な改修が必要となるというの見越した上での判断でございました。市といたしましては、この指定管理終了後に、この施設の設備状況を確認した上で、今後の利活用について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） あと時間がもうあれですが、老健施設の男鹿の郷に関わる件でひとつお聞きしたいわけですが、今回、医師の常勤がなされていなかったということですが、これが分かったのは、県でも市でもどうということから分かってきたのか。私から言わせれば、男鹿の郷の施設を建てた時点から常勤の医師ということではなかったんじゃないかと。常勤でない、どういう医師がいらっしゃって、1人だったのか複数であったのか、どういう形で常勤体制をとったのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

以前の形態につきましては、男鹿の郷施設内に常勤医師が常駐してあったと認識しております。住み込みでいた場合もございますし、施設長自らが医師として施設を運営してあったというふうに認識してございます。

今回の常勤基準欠如につきましては、あくまでも施設が、監査の指導権は県の方で監査指導を行います、その県の監査の中で指摘を受け判明したものと伺っております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） せば、県の監査で、いつから医師が常勤化になっていなかったのか。県で分かる、どうなってますか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 監査の内容につきましては、市の方では把握してないものであります。

○議長（吉田清孝君） 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） 市の方では分かってないということはどういうことですか。県からも聞いてないということですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 監査の結果につきましては、まだ通達が出ておりませんので、市の方でも把握してございません。

医師の基準欠如につきましては、現医師が勤めたときということで話を伺っておりますので、昨年3月以降というふうなことになろうかと思えます。

○議長（吉田清孝君） 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） 市の方で書いたのを見ますとだすよ、今年の8月31日付で、男鹿の郷から県及び市へ減算の届出書が提出されていると書いています。減算の

届出書って何なのか。そして減算の届出がいつからの減算届けになっているのか。何年前からなのか。それによっていろいろ分かるんじゃないかと思いますが、お答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

法人から減算の届出書、これが県に対して提出されたというふうに伺っております。それは、当施設では、先ほども申し上げましたが、一昨年、平成30年2月からございました。2月からの約2年5カ月にわたって、人員欠如が該当しているというふうに伺っております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 県に減算届出書が出されたということですが、あだ方からの資料だとすればですよ、8月31日付で上記施設から県及び市さ、市もだすよ、減算の届出書が提出されていると、こういうことですよ。県でない、あなた方にも来てるということですよ。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 減算の届け出については、施設から県に提出されたものであります。市の方では、この違反常勤欠如におきまして、指導というか、適正な状態になるような協議はしてございますけれども、あくまでもこの届出書は施設から県に対して出されたものでございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） せば、この資料に書いてる県及び市に届出書を出したと、これは間違いということですか。

○議長（吉田清孝君） 休憩するか。

（「暫時休憩して」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山田市民福祉部長の答弁を求めます。

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 大変申し訳ございませんでした。

先ほど、県の権限でございますけども、老人保健施設につきましては県の権限ということで、県の方にその減算届け出がなされております。

市の部分でおきますと、同時に男鹿の郷が通所リハビリステーション、ショートステイ、これらを行っております。この通所リハビリステーションとショートステイの部分については、市にその権限がございますので、附属した部分ということで市の方にその部分の減算届が出されているということでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） せば、市の方で通所リハビリの分とショートステイの分は権限があるので、その減算の届出書は来ると、こういう理解ですか。もしそうだとすれば、この減算の届出書の中身だすな、どのぐらい減算であったのか把握してると思いますが、もし分かれば県についてもお伺いしたいし、当然、私は市の方で県に聞いて、どうなってるのかということになるかと思っておりますので、お聞かせ願いたいと。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

減算の届け出につきましては、このような欠如があるということで、さかのぼって減算するという内容でございます。金額につきましては、この後、処分の通知、これがあつた後に県と協議して金額を決定することとなります。

今のところ試算といたしましては、県、市合わせまして、介護報酬といたしまして約2億5,000万円程度になるのかなということで試算はしてございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） この減算届出書によって計算すれば、返還を求める額って2

億5,000万円だと、こういう理解でいいんですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 減算期間の介護報酬費用から単純に計算した場合、その程度の金額になろうということで想定しているものでございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 市の方での権限としての通所リハビリ、そして短期のショートステイの中では、この返還額、この中でも返還額が出てくると、あるということなのか。県の権限である介護老人保健施設の分が2億5,000万円なのか。そこら辺はどうなんですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 県の権限におきましては、指導監督並びに介護老人保健施設の運営についての指導については県の権限でございまして、介護報酬の返還につきましては、市の方に返還されるものでありますので、先ほどの2億5,000万円弱というこれらの想定金額につきましては合わせたもので、市への返還、介護報酬としての返還金額の想定でございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、あなたの方で、まあ県の方が主要かと思いますが、医師が不在、常勤不在の中での返還額の計算という中で、実際、ちょこっと来ても1日なのかです。この常勤という体制はどうなってらんだですか。24時間体制なのか、どういう体制でこの計算してるのか、そこら辺はどうですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 介護老人保健施設の基準におきましては、国の基準におきましては、1週間に勤務すべき時間数が32時間を上回る、これが常勤換算の方法とされております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 週に32時間、医者がいれば1週間分の出勤扱い、こういう

ことなんですな。そうすれば、これが常勤なんですか、常勤体制というのはそういうものなんですか。老健施設に入っている人方はほとんど、ほとんどっていうか全部お年寄りの方々なわけだすな。いつ悪くなるか分かんない人がたくさんおられる中で、いつ、せば具合悪くなったといった場合に、常勤してないとすれば、今度わざわざ来ると、即駆けつけられる体制になってるのか。常勤医師というのはどこのお医者さんなんですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

施設基準におきましては、週32時間をもって常勤とみなすというふうな規定になっております。

現在の医師につきましては、市外から出勤しているというふうに伺っております。

○8番（佐藤巳次郎君） 市外ってどこなんですか。

○市民福祉部長（山田政信君） 現在は秋田市の方だと認識しておりますけれども、その日、常時におきます、不在時におきます対応といたしましては、電話等のやりとり並びに協力医療機関もごございますので、看護師等、それらの対応、医師の判断を仰いでそれらの対応をするというふうに認識しております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、この常勤と言われるその医師は秋田市だと。で、自分も医院なり病院なりを抱えてるお医者さんなんですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

ただいまの常勤医師につきましては、男鹿の郷に雇用されていて常勤医師を務めているというふうに伺っております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） せば、今のお答えだと雇用されてずっといるということで、勤務状況としては週32時間でねえ、もっとずっといると、そういう理解でいいんですか。そして自分では開業してないということなんですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 雇用条件につきましては、男鹿の郷との雇用条件でございまして、その勤務時間等の詳細な部分につきましては、この後での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 答えられないと。実際、決まりは週32時間って決まってる。だけれども、その男鹿の郷のお医者さんはどういう勤務状況だったのか、あんだ方で分かるあんだすべ。して、秋田市から通ってきてるあんだすか、男鹿の郷に泊まってるのだあんすか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 男鹿の郷からのお話によりますと、規定では先ほどの週32時間という規定にかかわらず、男鹿の郷ではそれらの認識誤りのため、週10時間程度しか勤務していなかったというふうなことを伺っております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 週10時間だと。そうすれば常勤でねえんでねえ。常勤置かねばねえことになってるのに、週10時間しか来てないと。これだけ話にならねえね。

そして、このお医者さんに、報酬はどのぐらい男鹿の郷で出してらんだすか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、男鹿の郷での解釈の違い、認識誤りによって、十数間でもまず満たすというふうな解釈のもとに行っていたと伺っております。

医師への報酬につきましては、男鹿の郷の報酬でございますので、市の方では把握してございません。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 把握する必要ないということですか。私は当然把握していか

ないと、この後処理についてよ、県だって当然分かると思いますよ、分かっていると思いますよ。県とあなた方の打合せなり協議というのは、実際かなり突っ込んでいろいろ話をしてらんだすか。そこらあたり。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 各施設におきます医師の報酬までは、市の方では把握してございません。

県とは連絡を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、言ってみればあんまりよく分かってないと、把握してないと、調査も十分やってないということのようですけれども、果たしてそれでいいのかどうかだすよ。それによってあれだすか、市の権限に当たる通所リハビリ、短期入所の施設の中からも、この返還の見込み額というのは出てくるのかどうか、そこら辺は。そしてもし返還額が出てくるのであれば、どのぐらいの額を予想してるか聞きたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

先ほど申しあげました金額、あれは入所分並びに短期入所分、通所リハビリ分、全ての合計の金額でございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 何も、合計でなく、市の権限に属する、この二つの事業についての返還額はどのぐらいになるかって聞いてらんだすよ。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 先ほども申しあげましたように、入所分の介護報酬部分の返還についても市の権限となります。施設のその監査並びに処分につきましては、県の指導のもとに行われますが、これらに基づいた付随部分におきましても同様でございますので、市の権限はありますが、これらの処分関係につきましては、本体

の老健施設にあるものと考えております。

金額につきましては、介護給付費としての市の権限、これは入所分、短期入所分、通所リハビリ分、これら含めて市が返還を求める権限となります。

以上です。

それぞれの内訳につきましては、今現在精査している段階でございまして、はっきりした金額は出ておりませんが、短期入所分で大体約200万円ぐらい、通所リハビリ分で2,200万円ぐらい、これらがその部分でございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 時間も過ぎようとしてますが、そうしますと、この男鹿の郷で今回問題が発覚したということの6月に県で調べだということですが、そのさっき最初の何で発覚して県で分かって調査に入ったのか、そこはどのような答弁であったすか、もう一度お聞きしたいんですけど。どなたかが県さしゃべらねば分がらねえ話だすな。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 指導監査部分につきましては、県の部分でございまして、どのようにして監査に及んだかという詳細な部分については、确实足るものは市の方では把握してございません。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） それ分がらねば何もかもならねえすべ。それ分がらねば、今のこの問題の解決先が見つからねあんでねえすか。そのあたり、やっぱり分からないということですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 県の監査は6月に監査実施しておりまして、その時点で、その医師の時間数が短いのが分かったというふうに伺っております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） まず、それではだすな、この事件によって男鹿の郷の施設がストップなると、他の法人になるんじゃないかという話ですが、それはどうなんです

か。もしその男鹿の郷の経営からほかに移譲される、どういう内容で移譲するか分かりませんが、そこら辺どういうふう把握してありますか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 最初の答弁で申し上げましたように、処分の決定はいまだなされておられませんので、どのような処分になるかにつきましては、市の方では確実なものは把握してございません。ただ、この県の方では聴聞会を実施したというふうに伺っておりますので、一般的には、聴聞会を実施するという場合は、かなり重い処分になろうという想定はしてございます。

その後の運営につきましては、今現在、社会福祉法人富永会におきまして、今後の運営形態を含め、現在協議・検討されているものでございますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） 世間ではだすよ、かなり話が、ほかの施設で経営したいという話が専らの話になってきてですよ、それをあなたの方で把握してないのかどうかだすよ。どういう施設が来ようとしてるのか把握してるすべ。あなた方さも話が来ないのか、事業所から、その新たに後を継ごうとしている事業所、分かっただらはっきりさせてください。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 男鹿の郷の今後の改善等の運営形態につきまして、先ほども申し上げましたが、今現在、男鹿の郷で協議を進めているところでございます。市の方では、引き継ぐ形で意向を示している業者があるということは認識してございますけれども、今現在まだ正式な契約等出されておられませんので、今の段階でこの場での発言は控えさせていただきます。

○議長（吉田清孝君） 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） そういう発表されねあんだすか。なして発表できねあんだすか。発表してもいいわけでしょう。どういう都合が悪いんだすか。県でもちゃんと把握してるわけでしょう。それをあなた方で答えられないということが出てくるあんだ

すか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 今現在、それら正式に受けるかどうかということは今現在協議されている段階でございますので、市の権限といたしましては、そのものについて言及するものは持ち合わせてございません。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、県でも市でもだすよ、富永会にかわる法人と、やりたいという事業所と接触はしてないのかどうか。担当なり、また市長でもいいんですけど、接触したことはないですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

市の方では、今現在入所している方々が引き続き入所できること、並びに、今現在雇用されている職員が引き続き雇用確保できることを念頭に、市と県と協議しながら進めてきております。男鹿の郷との協議ということで、市も入りまして、それらにつきましては相談を受けながら進めているところでございます。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 話によりますとだすよ、富永会の今働いている職員だすな、全員解雇だと、退職金なしだと、再雇用はあり得ると、こういう話になってですよ、それはそういうことにはなってないですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 市の方ではそこら辺の情報は得ておりませんが、全員解雇という話は聞いておりません。詳細につきましては、この後協議、法人同士のことでございますので、そちらの協議で決定されるものと考えております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） 今、三浦さんも話してあったけど、そういうこと、市でよ他人事のような話したってうまくねえすよ。男鹿市民が大方働いてらんだすよ。一番の

大事なものは、現在働いてる人方のいかに雇用を守っていくかというのが市のあらねばねえ姿だすべ。それをそっちのけにしておいてよ、どうするのか分がらねえんだ話しないでくださいよ。こういう話が、そういう職員が全員一旦解雇だと、退職金は出しませんと、再雇用だと。それだって中には、あなたは来なくてもいいと言われれば解雇になる。そういう状況に今なろうとしてるわけだね。退職金もなしということはどういうことですか。何年も働いてる人がいるのによ。それは就業規則等にあるかと思えますけども、そういうことを破ってだすよ退職金を新たな法人が払わない、おら知らねえということになるのか、現在の富永会で今の職員に対して退職金を払おうとしてるのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 男鹿の郷からのお話によりますと、新たな法人に引き継ぐ場合でございますけども、男鹿の郷、社会福祉法人富永会は一旦解散になりますので、男鹿の郷は退職。翌日から新たなところで雇用という形になろうかと思えます。

退職金につきましては、あくまでも今現在勤めている社会福祉法人富永会におきまして退職金を支払って、それで退職という形になるというふうに伺っております。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） そうなれば大変なんだすよな。退職金を払うと。そうすれば新たな経営する法人が来た場合だすよ、再雇用されるかどうかも含めてだすよ、最初から新人同士だすよ、新たな法人の職員として。こういう手法をとられればだすよ、これは今働いてる人方にとっては非常な不安なんだすよ。1回首なんだもの。して再雇用の約束はないと。これはやはり、当然、市が入ってだすよ、そこらあたりをきちっとさせる必要が市の責任としても十分あるんじゃないかという気がします、当然だと思いますが、どうですか。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 繰り返しになりますが、それらの条件につきましても、今現在、男鹿の郷の方で交渉並びに協議・検討している部分でございます。市といたしましても、安定した雇用の確保、これができるよう男鹿の郷とともに協議して

まいりますので、お願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 8番

○8番（佐藤巳次郎君） あと時間がありません。

それで、市長、この問題をよ、どう処理していくかということは、やはり市としても非常に大事な問題だと思いますので、市長がどういう対応をこの後考えているのか、ひとつお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ちょっと今の質問に対して、県とのやりとり、市と県とのやりとり、それからその事業者なる富永会とのやりとりのこと、私よく分かってないところありますけども、今議員が疑問に思ってるような、例えば雇用の確保はきちんとやっていくと。そして、施設入所者のこともきちっとその施設を確保していくと。そのことはちゃんと責任持ってやりますから、議員が心配してるそのことの話は十分分かりました。ただ、いろんな手法があると思います。恐らく今までの施設から新しいところにかわった場合、1回退職してそれで再雇用にという状況になるかと思います。いろんな個人の人の事情を聞きながら、そういうふうにして移行していくんだと思いますけども、詳細はちょっと掌握してませんけども、いずれ県でも市でも雇用の場を守ると、それから入所者については、きちんとその場を確保するというか、入所、今の施設はなくてはならない施設ですけども、ですから、そのことをちゃんとやっていくと。そのことの基本的なことは押さえてるつもりですので、それちゃんとやりますから、今後交渉しながら、市でも、その民間レベルでやってることですから、だけでも一番基本的なことはちゃんとやりますから、そのことだけは約束しておきます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 8番佐藤巳次郎君の質問を終結いたします。

○8番（佐藤巳次郎君） どうもありがとうございました。

---

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午後 2時30分 散 会